

鶴見区自治連合会 10 月定例会 次第

日 時 令和6年10月18日(金) 午後2時

会 場 鶴見区役所 8 号会議室

1 開 会

2 あいさつ

鶴見区自治連合会長

宮野 昌夫

鶴見区長

渋谷 治雄

- 3 定例会出席者の変更(敬称略)
 - ■各種機関・団体関係(資料共有から会議出席への参加方法変更)
 - ・青少年指導員連絡協議会 会長 兼子 彰
- 4 「市民防災の日」鶴見区推進委員会 連続無火災地域表彰 上末吉地区自治連合会
- 5 横浜市町内会連合会 10 月定例会結果報告
- 6 鶴見区自治連合会関係議題
- 7 鶴見区自治連合会定例会の日程について
 - (1)日程
 - 11月定例会 令和6年11月19日(火)午後2時から
 - 12 月定例会 令和6年12月19日(木)午後2時から
 - (2)場所鶴見区役所6階8号会議室
- 8 閉 会

鶴見区自治連合会として参加した主な行事 (9月1日~9月30日)

- · 9月12日 横浜市町内会連合会 9月定例会
- 9月15日 潮田東部地区敬老祝賀会
- ・9月22日 しんつる交通安全フェスティバル

••• 横浜市町内会連合会 10 月定例会結果報告 •••

1. 横浜みどりアップ計画[2019-2023] 5か年の実績報告について ◎説明者 みどり環境局公園緑地事業課 関口 課長 鶴見区役所 税務課 羽山 課長 資料No. 1 2. こども、みんなが主役!よこはまわくわくプラン(第3期横浜市子ども・子育て 支援事業計画/横浜市こども計画)素案に係るパブリックコメントの実施について ◎説明者 鶴見区役所 子ども家庭支援課 齋藤 課長 資料No.2 3. 現行保険証の廃止に伴う対応について ◎説明者 鶴見区役所 保険年金課 鈴木 課長 資料No.3 4. 年末年始のごみと資源物の収集日程について ◎説明者 資源循環局鶴見事務所 石川 所長 資料No. 4 ••• 鶴見区自治連合会関係議題 ••• 5. 令和6年度在宅要介護者訪問歯科健診事業の周知(チラシ掲示)について ◎説明者 鶴見区歯科医師会 佐藤 会長 資料No.5 6. 税を考える週間の周知について ◎説明者 鶴見税務署 総務課 久保 課長補佐 資料No.6 7. ヨルノヨツルミ開催および出演者募集のお知らせ ◎説明者 ヨルノヨツルミ実行委員長 中西様 資料No.7 8. 『公安系職業ガイダンス』ポスター掲示のお願い ◎説明者 自衛隊神奈川地方協力本部横浜出張所 鹿内所長 **資料№.8** 9. 令和6年度 鶴見区地域自立支援協議会障害者週間啓発講演会の周知について ◎説明者 鶴見区役所 高齢・障害支援課 高橋 係長 資料No.9 10. 「特別市」制度に関する地域説明会の開催について ◎説明者 鶴見区役所 区政推進課企画調整係 美田 係長 資料No.10 11. 令和7年鶴見区消防出初式の開催について ◎説明者 鶴見消防署 総務・予防課 笹尾 課長 資料No.11 12. 令和7年鶴見区新年賀詞交換会の開催について ◎説明者 鶴見区役所 総務課 武 課長 資料No.12

資料No.13

13. 鶴見区商店街スタンプラリー2024 について

◎説明者 鶴見区役所 地域振興課 中島 課長

14.			会町内会の課	題解決	に向け	たアドバイサ	一派遣	事業
	募集のご案 ◎説明者		地域振興課	中島	課長			資料No.14
15.	令和6年度	つるみ読書	講演会の開催	につい	て			
	◎説明者	鶴見区役所	地域振興課	中島	課長			資料No.15
16	神日区沿弗	化泛性准 昌4	制度の休止に	ついて				
10.			前及の休止に 地域振興課					資料No.16
			_ ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					
17.						の推薦につい		
	◎説明者	鶴見区役所	地域振興課	中島	課長			資料No.17
18.	令和6年秋	の火災予防	運動の実施に	ついて				
	◎説明者	鶴見消防署	総務・予防認	果 岸 扫	担当課	長		資料No.18
19.	資料提供							
		災・救急状		115.50		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	鶴見消	
	鶴見警察著	管内犯罪・?	交通事故発生	状况	• • • •	•••••	鶴見警	祭者

区連会 10 月定例会説明資料 令和6年10月18 В IJ 環 局 戦 略 画 課 企 局 課 財 政 税 務

横浜みどりアップ計画[2019-2023] 5 か年の 実績報告について【情報提供】

1 事業の趣旨

横浜みどりアップ計画につきましては、2009 年度から、横浜みどり税を財源の一部として活用させていただきながら、緑の保全・創出に向けた様々な事業・取組を推進しています。

また、2024年4月からは4期目となる新たな5か年計画[2024-2028]に取り組んでいます。 このたび、2019年度から2023年度までの5か年を振り返り、取組の成果をまとめたリーフレットを作成しましたのでご報告いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 配布資料

- (1) 横浜みどりアップ計画[2019-2023] 5か年の実績概要リーフレット
- (2) 5か年[2019年度~2023年度]の区別実績
- (3) 「横浜みどり税」の説明チラシ

【問合せ】

- □横浜みどりアップ計画の広報に関すること みどり環境局戦略企画課 TEL:671-2712 FAX:550-4093
- □横浜みどり税に関すること 財政局税務課 TEL:671-2253 FAX:641-2775

効果的な広報の展開

みどりに関するイベントへの出展や、「広報よこはま」 等への記事掲載、SNS など様々な手法を用いて、幅広 い年齢層にみどりアップ計画の取組と成果を知ってい ただけるよう広報を展開しました。





計画の事業費と横浜みどり税(5か年の累計)

5か年 (2019~2023年度) の事業費 (うち横浜みどり税)



緑や花を

つくる

47億円

農を感じる

場をつくる

みどり移

※端数調整により、合計値は 一致しないことがあります

計画の柱ごとの横浜みどり税活用額



- 街なかに緑をつくる 緑や花に親しむ
- を感じる場を
- ・農景観をまもる
- ・農にふれあう(農体験)

緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次 世代に継承するため、2019年度からの5か年の事 業費434億円のうち、横浜みどり税を138億円充当 し、市内の樹林地の買取り・維持管理等をはじめと した緑の保全・創出、育成に取り組みました。

横浜みどり税の課税方式

【個人】市民税の均等割に年間900円上乗せ

※所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない

【法人】市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ









- 森を残す(指定・買取り) 森を育む(維持管理など)
- ・森を育む人材の育成(活動に 対する支援)
- ・森に親しむ(きっかけづくり)



横浜みどりアップ計画 市民推進会議の活動

横浜みどりアップ計画市民推進会議は、公募 市民や学識経験者などから構成されている附 属機関です。横浜みどりアップ計画の取組の 検証や、現地調査を行い、評価・提案を報告 書にまとめたほか、広報誌「Yokohamaみ どりアップAction」を9号発行しました。



森を育む

Yokohama みどりアップ Action

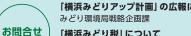




詳しくはHPを

実績報告書はHPを ご覧ください。 区ごとの実績もご覧





TEL 045-671-2712 FAX 045-550-4093

TEL 045-671-4481 FAX 045-210-0481



「横浜みどりアップ計画」の広報について

「横浜みどり税」について

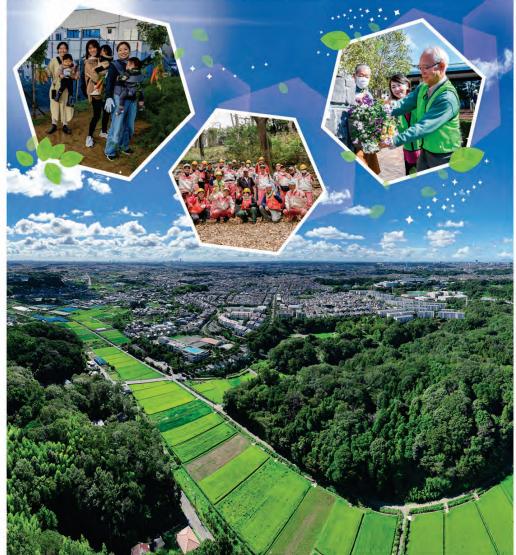
【個人市民税】各区区役所税務課または財政局税務課 TEL 045-671-2253 FAX 045-641-2775 【法人市民税】 財政局法人課税課



令和6年10月発行 横浜市みどり環境局戦略企画課

GREEN×EXPO 2027 YOKOHAMA JAPAN 2027年国際園芸博覧会 2027年3月~9月 横浜・上瀬谷





青葉区寺家町

緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、「横浜みどり税」を財源の一部として 活用しながら、「横浜みどりアップ計画[2019-2023]]を実施しました。 このリーフレットは、2019~2023年度に実施した事業の実績を概要としてまとめています。











横浜みどりアップ。計画 **5** か年の実績 概要(2019~2023年度の実績)



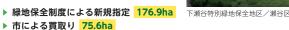
市民とともに次世代につなぐ森を育む

樹林地の保全が進んでいます

5か年で176.9ha、計画開始以降15年間で新たに1,082.5haの樹林地を緑 地保全制度により指定しました。計画開始前は40年間で861.9ha指定して おり、3倍以上のスピードで保全が進みました。

これまでのみどりアップ計画 (2009~2018年度) 10年間 **905.6**ha

みどりアップ計画以前 (1969~2008年度) 40年間 **861.9**ha **176.9**ha **=1.082.5**ha





森に親しむための機会が広がっています

森に親しむことができるように、市民の森などを整備したほか ガイドマップの作成や子ども向けのイベントを開催しました。

- ▶ 保全した樹林地の整備 381か所
- ▶ 市内大学や関係団体と連携したイベント、 区主催による森でのイベント 382回



間代材を活用したクラフト教室/ 鶴見区



森の中のプレイパーク 南図書館/南区

樹林地の維持管理や安全の確保を 市民協働で進めています

樹林地を良好かつ安全に維持管理するとともに、樹林地所有者 に対しての維持管理費用の助成を行いました。

- ▶ 森の維持管理 樹林地811か所、公園196か所
- ▶ 維持管理の助成 688件



保全管理計画や森づくりガイドラ 樹林地所有者に対する維持管理支援 インを活田した維持管理/息区 作業前後/旭区



市民の森

~計画開始以降16か所の市民の森が開園~

横浜市では1971年に全国に先駆けて、緑地を保存しなが ら、その緑地を散策や憩いの場として公開する「市民の森」 制度を創設しました。「市民の森」は計画開始前の27か所か ら16か所増え、現在43か所を公開しています。

~ボランティアの皆さんによる良好な森づくり~

市民の森では、愛護会や森づくり活動団体など、ボランティ アの皆さんが、草刈り、間伐、生きもの調査や環境教育といっ た「森づくり活動」を行っています。



「横浜みどりアップ計画 [2019 - 2023] | 計画期間に開園した4か所の市民の森



2020年4月1日閩園 うなどの様々な鳥が生息しています。 を観察することができます



市沢市民の森/旭区 2021年4月1日盟園 クヌギやコナラを主とした広葉樹林 緑陰や水辺の風景を楽しみながら散 が残り コゲラやエナガ シジュウカ 策ができるほか ホタルや鳥類など



名瀬・上矢部市民の森/戸塚区 2022年3月28日開園



今井・境木市民の森/保土ケ谷区 2022年4月1日開園 コナラなどの広葉樹林からなる雑木 クヌギやコナラなどの広葉樹林と 林で、山裾沿いには竹林がみられ、スギやヒノキなどの針葉樹林が広がり、 昔ながらの里山の自然景観を楽しむ 尾根道を歩くことで四季折々の緑の 風景を楽しおことができます。

市民が身近に 農を感じる場をつくる

良好な農景観を保全しています

市内の水田面積の約9割を保全し、農地縁辺部の草刈りや植栽 等、周辺環境と調和した良好な農景観を維持・形成しました。

▶ 水田保全面積 111.1ha



水田の保全/吉葉区



十砂流出防止対策/都筑区

農とふれあう場や機会が増えています

気軽に農体験ができる収穫体験農園や、自分で考えた栽培プラ ンで自由に野菜づくりを楽しむことができる認定市民菜園など、 市民ニーズに合わせた農園の開設を進めるとともに、市民が農 について学ぶイベントや講座を実施しました。



▶ 横浜ふるさと村、恵みの里等で農体験教室などの実施 422回



収穫体験農園/神奈川区



認定市民菜園/磯子区

地産地消が拡大しています

市民が身近なところで地産地消を実感できるよう、直売所 青空市等を支援しました。

▶ 直売所・青空市等の支援 262件



みなとみらい農家朝市/西区



柴シーサイド恵みの里直売所/金沢区

> 計画の柱3

市民が実感できる 緑や花をつくる

緑と花の空間づくりを進めています

公共施設や保育園など、市民の身近な場所で実感できる緑を創 出・育成しました。

- ▶ 公共施設・公有地での緑の創出 39か所
- ▶ 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出 203か所



横浜こども科学館/磯子区



保育園での緑の創出/港北区

緑や花で街の賑わいづくりを創出しています

多くの市民が集まる都心部等の公共空間などで、緑や花により 街の魅力を向上させ、賑わいづくりを推進しました。

▶ 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくりと 維持管理 71か所

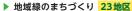


横浜市児童遊園地/保土ケ谷区 山下公園/中区



市民や企業の皆さんと緑と花の取組を 全区で進めています

地域が主体となり、地域にふさわしい緑を創出する計画をつ くり、実現していくための「地域緑のまちづくり」を推進しま した。オープンガーデンなどの市民が緑や花に親しむ取組を各 区で推進しました。



▶ 緑や花を身近に感じる各区の取組 18区で推進



港南区



地域の花いっぱいにつながる取組/ 緑や花を身近に感じる各区の取組/

よこはまの緑を 未来を担う 子どもたちのために

暮らしを支え、豊かにする緑を未来に残すために、 横浜市は、市民・事業者の皆様に「横浜みどり税」をご負担いただき、 緑をまもり、つくり、育む「横浜みどりアップ計画」を進めています。



横浜みどり税について

横浜みどり税の 税額

個人市民税均等割に年間

900円 を上乗せ



※法人の場合は、年間均等割額の9%相当額を上乗せ

※課税年度は、令和10年度までです。

横浜みどり税の 使涂

「横浜みどりアップ計画」の うち、下記の横浜みどり税の 使途に該当する事業へ横浜み どり税を充当します。

- ・樹林地・農地の確実な担保
- ・身近な緑化の推進
- ・維持管理の充実による みどりの質の向上
- ・ボランティアなど市民参画 の促進につながる事業

横浜みどり税(年間900円)の使いみち

に親しむ

- 農景観をまもる
- こふれあう(農体験)



290円 (32.2%)

60円

(6.7%)

横浜みどり税 年間 900 円

550円 (61.1%)

・森を残す(指定・買取り)

・森を育む(維持管理など)

・森に親しむ (きっかけづくり)

・森を育む人材の育成(活動に対する支援)

森を育む

- まちなかに緑をつくる
- 緑や花に親しむ



まちなかの や花を育む

横浜みどりアップ計画 [2024-2028]





計画の理念

みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜

5か年の目標

- ・緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
- ・地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
- ・市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します



みどり税を活用した取組

○

市民とともに

次世代につなぐ

森を育む

5か年の主な取組

- ●樹林地の新規指定と買入れ申し出 への対応
- ●指定樹林地への維持管理支援
- ●森に親しむきっかけづくり

の市民が身近に

農を感じる場をつくる

5か年の主な取組

- ●水田保全への支援
- ●農園の開設など、農とふれあう 機会の全市的な展開

市民が実感できる

緑や花をつくる

5か年の主な取組

- ●まちなかでの緑の創出や街路樹等による景観づくり
- ●地域での緑や花の取組支援
- ●子どもを育む空間での緑の創出・ 育成



市民・事業者の皆様に取組の意義や成果、緑がもたらす効果をわかりやすく伝えることで、 取組への共感と、緑のある暮らしの実感につながる**広報**を展開

🔐 森林環境税(国税)と横浜みどり税



国の森林環境税と横浜みどり税はどう違うの?



目的と使いみちが異なります。



森林環境税は、林業が成り立たない地方の山間部の森林整備や、国産木材の利用促進を主な目的として創設されました。横浜市では、木材利用の促進を図るため、学校施設や公園などの市民利用施設の木材利用工事に活用しています。

横浜みどり税は、市内の緑の保全・創造を目的としたものであり、樹林地の買い取りや、まちなかでの緑の創出などに活用しています。森林環境税と横浜みどり税は、趣旨と使いみちが 異なります。

●森林環境税(国税)・森林環境譲与税について

趣旨(目的)	わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための地方財源を安定的 に確保するため
課税手法・税率	年間 1,000 円を個人住民税と併せて賦課徴収
課税期間	令和6年度から
市町村への譲与	国が令和元年度から一定の基準で譲与 (令和5年度までは、地方公共団体金融機関の準備金を活用)
使いみち	間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその 促進に関する費用

※このほか、神奈川県では、水源環境保全・再生のために、個人県民税に対する超過課税を実施しています。

【お問い合わせ】

「横浜みどり税」について

▶ 区役所税務課 または 財政局税務課

電話: 045-671-2253 FA

FAX: 045-641-2775

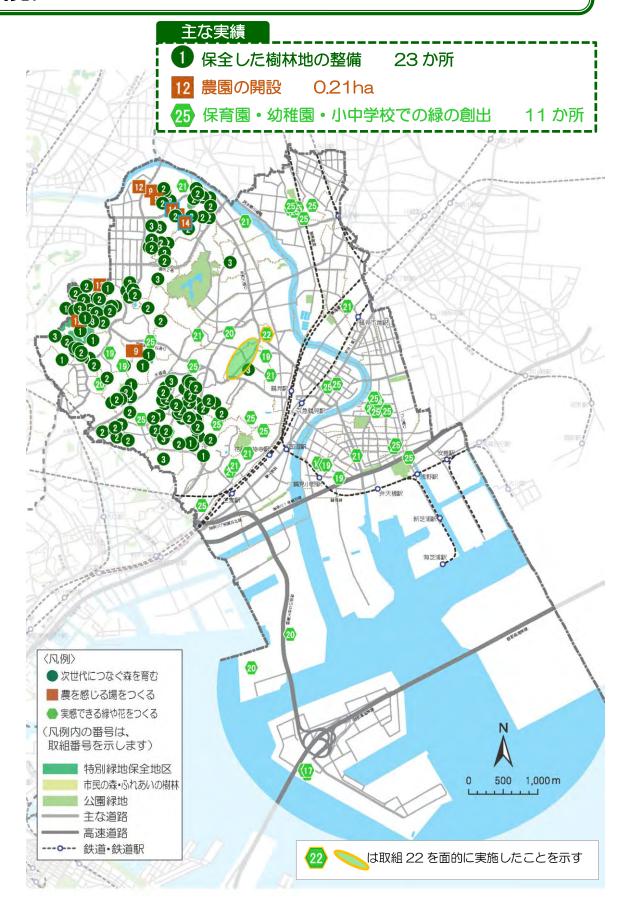
●「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」について

▶みどり環境局戦略企画課

電話: 045-671-4214

FAX: 045-550-4093

鶴見区



計画の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

1 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

〇緑地保全制度による新規指定 0.14ha

・ 市民の森等

2021年度 0.04ha 獅子ケ谷市民の森(指定拡大)

• 緑地保存地区

2021 年度 0.1ha 北寺尾七丁目

〇市による買取り

• 特別緑地保全地区 • 近郊緑地特別保全地区

2019年度 2地区 獅子ケ谷・師岡特別緑地保全地区、馬場五丁目特別緑地保全地区

2020年度 1地区 東寺尾六丁目特別緑地保全地区

2021年度 1地区 獅子ケ谷・師岡特別緑地保全地区

• 公園樹林部

2019年度 1地区 馬場二丁目公園

〇保全した樹林地の整備 23か所

2019年度 2か所 北寺尾七丁目特別緑地保全地区、獅子ケ谷市民の森

2020年度 8か所 北寺尾七丁目特別緑地保全地区、馬場五丁目特別緑地保全地区、東寺尾六丁目特別緑地保全地区、東寺尾六丁目南特別緑地保全地区、獅子ケ谷市民の森(2か所)、二本木第二公園、馬場二丁目公園

2021 年度 6 か所 東寺尾六丁目特別緑地保全地区、北寺尾七丁目特別緑地保全地区、 獅子ケ谷市民の森(2 か所)、東寺尾ふれあいの樹林、馬場二丁目公

2022年度 4か所 北寺尾七丁目特別緑地保全地区、獅子ケ谷市民の森(2か所)、東寺

尾ふれあいの樹林

2023年度 3か所 獅子ケ谷市民の森(2か所)、東寺尾ふれあいの樹林

森の多様な機能に着目した森づくりの推進

〇森の維持管理 66 か所

保全管理計画の策定(公園)

2020年度 1か所 白幡公園

• 維持管理(樹林地)

2019年度 6か所 駒岡・梶山特別緑地保全地区、獅子ケ谷・師岡特別緑地保全地区、 駒岡中郷市民の森、獅子ケ谷市民の森、かぶと塚ふれあいの樹林、

東寺尾ぶれあいの樹林

駒岡・梶山特別緑地保全地区、獅子ケ谷・師岡特別緑地保全地区、</br> 2020年度 7か所

馬場二丁目特別緑地保全地区、駒岡中郷市民の森、獅子ケ谷市民の

森、東寺尾ふれあいの樹林、かぶと塚ふれあいの樹林

駒岡・梶山特別緑地保全地区、獅子ケ谷・師岡特別緑地保全地区、 2021年度 8か所

> 馬場二丁目特別緑地保全地区、東寺尾六丁目南特別緑地保全地区、 駒岡中郷市民の森、獅子ケ谷市民の森、かぶと塚ふれあいの樹林、

東寺尾ふれあいの樹林

2022年度 9か所 駒岡·梶山特別緑地保全地区、獅子ケ谷·師岡特別緑地保全地区、

> 馬場二丁目特別緑地保全地区、東寺尾六丁目南特別緑地保全地区 (2か所)、駒岡中郷市民の森、獅子ケ谷市民の森、かぶと塚ふれあ いの樹林、東寺尾ふれあいの樹林

駒岡・梶山特別緑地保全地区、獅子ケ谷・師岡特別緑地保全地区、 2023年度 9か所

馬場二丁目特別緑地保全地区、東寺尾六丁目特別緑地保全地区、東 寺尾六丁目南特別緑地保全地区、駒岡中郷市民の森、獅子ケ谷市民 の森、かぶと塚ふれあいの樹林、東寺尾ふれあいの樹林

維持管理(公園)

2019年度 5か所 駒岡堂ノ前公園、白幡公園、二本木第二公園、馬場町公園、二ツ池 公園

2020年度 3か所 白幡公園、馬場町公園、二ツ池公園

駒岡堂ノ前公園、白幡公園、二本木第二公園、馬場町公園、二ツ池 2021年度 6か所

公園、北寺尾七丁目緑地

駒岡堂ノ前公園、白幡公園、二本木第二公園、馬場町公園、二ツ池 2022年度 6か所

公園、北寺尾七丁目緑地

駒岡堂ノ前公園、白幡公園、二本木第二公園、馬場町公園、二ツ池 2023年度 6か所

公園、北寺尾七丁目緑地

指定した樹林地における維持管理の支援

〇維持管理の助成 9件

2019年度 4件 上末吉一丁目、駒岡一丁目、駒岡三丁目、寺谷一丁目

2021年度 3件 駒岡三丁目、東寺尾二丁目、東寺尾三丁目

上の宮二丁目 2022年度 1件

2023年度 1件 馬場四丁目

計画の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

9 特定農業用施設保全契約の締結

○特定農業用施設保全契約の締結 4件

 2019年度 2件
 北寺尾五丁目、駒岡四丁目

 2022年度 2件
 北寺尾五丁目、駒岡四丁目

12 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設

○様々なニーズに合わせた農園の開設 0.21ha

• 市民農園

2019 年度 0.06ha 獅子ケ谷三丁目

2020年度 0.09ha 駒岡五丁目、獅子ケ谷三丁目

2022 年度 0.06ha 獅子ケ谷三丁目

14 地産地消にふれる機会の拡大

○直売所・青空市等の支援 2件

青空市・マルシェ等

2021 年度 1 件 JA 横浜鶴見支店駐車場直売所 2023 年度 1 件 JA 横浜鶴見支店駐車場直売所

計画の柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

🚺 💮 公共施設・公有地での緑の創出・育成

○緑の維持管理 3か所

2019年度1か所大黒ふ頭西緑地2020年度1か所大黒ふ頭西緑地2021年度1か所大黒ふ頭西緑地

18) 街路樹による良好な景観の創出・育成

○良好な維持管理

2019年度	小野末広線(末広町通り)・末広水際線プロムナード、平安町栄町公園通りほか 計1,159本
2020年度	小野末広線(末広町通り)・末広水際線プロムナード、平安町栄町 公園通りほか 計1,065本
2021 年度	小野末広線(末広町通り)・末広水際線プロムナード、平安町栄町公園通りほか 計995本
2022年度	小野末広線(末広町通り)・末広水際線プロムナード、平安町栄町 公園通りほか 計975本
2023年度	小野末広線(末広町通り)・末広水際線プロムナード、ゴム通りほか 計900本

19 シンボル的な緑の創出・育成

○公有地化によるシンボル的な緑の創出・管理

2019年度 1か所 下野谷町三丁目公園(管理)

2020年度 1か所 下野谷町三丁目公園(管理)

2021年度 1か所 下野谷町三丁目公園(管理)

2022年度 2か所 北寺尾六丁目 (整備中)、下野谷町三丁目公園 (管理)

2023年度 2か所 北寺尾六丁目(整備中)、下野谷町三丁目公園(管理)

〇公開性のある緑空間の創出支援 1か所

2019年度 1か所 佃野町

20 建築物緑化保全契約の締結

〇建築物緑化保全契約の締結 5件

2019年度 4件 諏訪坂(2件)、大黒町、馬場七丁目

2020年度 1件 大黒町

21 名木古木の保存

○名木古木の保存

• 新規指定

2020年度 6本 寺谷一丁目(3本)、東寺尾一丁目(3本)

・維持管理の助成

2019年度 1本 駒岡三丁目

2020年度 1本 上末吉一丁目

2021年度 10本 市場上町、岸谷一丁目(2本)、岸谷四丁目(4本)、仲通(3本)

2022年度 5本 北寺尾二丁目(5本)

22 地域緑のまちづくり

○地域緑のまちづくり事業に関する協定の締結 1地区

• 新規

2022 年度 1 地区 寺谷地区

• 継続

2023 年度 1 地区 寺谷地区

5 各区の実績 鶴見区

23 地域に根差した緑や花の楽しみづくり

○緑や花を身近に感じる各区の取組

2019 年度 JR鶴見線で巡る 緑のスタンプラリー

2020 年度 JR鶴見線で巡る 緑のスタンプラリー

2021 年度 JR鶴見線で巡る 緑のスタンプラリー

2022 年度 JR 鶴見線で巡る 緑のスタンプラリー

2023 年度 JR 鶴見線で巡る 緑のスタンプラリー

〇地域の花いっぱいにつながる取組

2019年度 花の種の配布、花苗などの配布(汐入公園ほか10か所)

2020年度 球根などの配布(江ケ崎町公園ほか1か所)

2021 年度 花壇講習会(中町公園)、球根などの配布(芦穂崎公園ほか 55 か所)

2022 年度 球根などの配布(市場公園ほか53か所)

2023年度 球根などの配布(江ケ崎町公園ほか56か所)

24 人生記念樹の配布

〇人生記念樹の配布 1,778 本

2019年度 343本

2020年度 327本

2021年度 347本

2022年度 396本

2023年度 365本

※過年度の報告書から本数を修正しました。

25 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成

○緑の創出 11か所

2019年度 4か所 潮田小学校、岸谷小学校、鶴見小学校、矢向小学校

2020年度 3か所 鶴見小学校、寺尾小学校、東高等学校

2021 年度 1 か所 フラッフィー小規模保育園

2022年度 2か所 旭小学校、東台小学校

2023 年度 1 か所 三松幼稚園

○緑の維持管理 12か所

2019年度 2か所 潮田小学校、新鶴見小学校

2020年度 2か所 潮田小学校、新鶴見小学校

2021年度 2か所 潮田小学校、新鶴見小学校

2022年度 3か所 入船小学校、潮田小学校、新鶴見小学校

2023年度 3か所 入船小学校、潮田小学校、新鶴見小学校



緑地保全制度による新規指定 緑地保存地区(北寺尾七丁目)



保全した樹林地の整備 (馬場二丁目公園)



14 青空市・マルシェ等 (JA 横浜鶴見支店駐車場直売所)



19 シンボル的な緑の創出・育成 (下野谷町三丁目公園)



24 人生記念樹の配布 (鶴見区庁舎)



幼稚園での緑の創出・育成 (区内幼稚園)

市連会 10 月定例会説明資料 令 和 6 年 10 月 11 日 こども青少年局企画調整課

こども、みんなが主役!よこはまわくわくプラン (第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画/横浜市こども計画) 素案に係るパブリックコメントの実施について

子ども・子育て支援法等に基づく本市の子ども・子育て支援分野の総合計画である、第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画が令和6年度で終了となることから、今年度、第3期事業計画を策定します。第3期事業計画は、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」としても位置付け、一体的に推進していく予定です。

このたび、計画素案を取りまとめましたので、10~11 月に、市民の皆様をはじめ関係者の皆様からご意見を募集するパブリックコメントを実施します。ぜひご意見をお寄せいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【お願いしたいこと】

区連長:ご承知おきください。

地区連長:地区連合町内会長会で情報提供をお願いします。

単位会長:単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

【パブリックコメントの概要】

1 募集期間

令和6年10月17日(木)~令和6年11月15日(金)

2 意見募集リーフレットの配布場所

募集期間中、区役所、横浜市市民情報センター、地区センター等で配布

- ※ 計画素案の全体(冊子)は、各区役所広報相談係・こども家庭支援課、横浜市市 民情報センター、横浜市こども青少年局企画調整課及び本市ホームページで閲 覧できます。
- 3 意見提出方法

電子申請・届出システム、電子メール、郵送、FAX

4 その他

広報よこはま 10 月号でお知らせしているほか、記者発表も行います。 また、「こども基本法」の趣旨を踏まえて、パブリックコメントの一環として、こども を対象とした意見募集も実施します。

【スケジュール(予定)】

令和6年12月 パブリックコメントの結果公表 令和7年3月 計画策定

【添付資料】

こども、みんなが主役!よこはまわくわくプラン素案(概要版) こども、みんなが主役!よこはまわくわくプラン素案(やさしい概要版)

担 当:こども青少年局企画調整課 宗川、中村

電 話:671-4281

FAX: 663-8061

E-mail: kd-kikaku@city.yokohama.lg.jp

こども、みんなが主役!よこはまわくわくプラン

(第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画/横浜市こども計画)

素案(概要版)

計画期間:令和7(2025)年度~令和11(2029)年度

【パブリックコメント】みなさまのご意見をお寄せください

令和6(2024)年10月17日(木)から 令和6(2024)年11月15日(金)まで

目 次

第 1 章 計画について	1
第 2 章 こどもや子育てを取り巻く状況	2
第 3 章 本市の目指すべき姿と基本的な視点	3
第 4 章 施策体系と事業・取組	4
重点テーマ I すべてのこどものウェルビーイングを支える	5
重点テーマⅡ 子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す	6
基本施策1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	7
基本施策2 地域における子育て支援の充実	8
基本施策3 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続	9
基本施策4 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進	10
基本施策5 障害児・医療的ケア児等への支援の充実	11
基本施策6 困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実	12
基本施策7 ひとり親家庭の自立支援/DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援	13
基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進	14
基本施策9 社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進	15
第 5 章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策	16
第 6 章 計画の推進体制等について	18

第1章 計画について

- ◆ 本市のこども・子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性を定めます。また、子ども・子育て支援 法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する各年度の「量の見込み」(ニーズ量)及び、量の 見込みに対応する「確保方策」(確保量)を定めます。
- ◆ 第3期事業計画は、第2期事業計画までの子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画 としての位置付けに加え、こども基本法及び横浜市こども・子育て基本条例に基づく「こども計画」及び子ども・ 若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」としても位置付けます。
- ◆ 本計画の計画期間は令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。
- ◆ 計画の対象は、心身の発達過程にある者とその家庭を対象とします。主に、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、おおむね20歳までのこどもとその家庭とします。若者の自立支援については39歳までを対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行います。
- ◆ 横浜市中期計画をはじめ、こども・子育て支援施策に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、こどもや 子育て家庭への支援を総合的に推進していきます。

こども基本法、横浜市こども・子育て基本条例と計画の位置付け

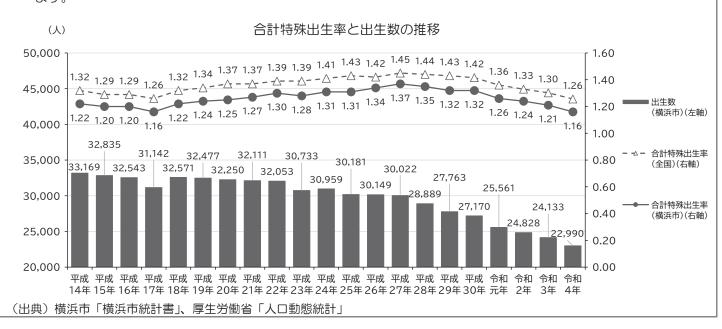
- 令和5年4月、新たに「こども基本法」が施行されました。この法では、日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来に渡って幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定、こども等の意見の反映、市町村こども計画の策定などについて定められました。また、令和5年12月には、こども基本法に基づき、「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」では、すべてのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会=「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。
- 令和7年4月には、「横浜市こども・子育て基本条例」が施行されます。条例では、こども・子育てについての基本理念として、「全てのおとなは、こども基本法の精神にのっとり、こどもがその個性と能力を十分に発揮でき、社会を構成する一員として、その年齢及び発達の程度に応じて意見が尊重される環境を整備することが、誰もが未来への希望が持てる活力ある社会を構築するための基盤であるという認識の下、相互に協力してこどもを育む社会の形成に取り組む」ことを掲げています。こども基本法に定められる市町村こども計画については、条例第8条において、「この条例を踏まえて策定する」こととしています。
- こども基本法、横浜市こども・子育て基本条例の施行を踏まえて、改めて、本計画の法的根拠と位置付けを次のように整理します。

法的根拠	計画の位置付け
子ども・子育て支援法	市町村子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画
こども基本法/横浜市こども・子育て基本条例	市町村こども計画
子ども・若者育成支援推進法	市町村子ども・若者計画

第2章 こども・青少年や子育てを取り巻く状況

1 人口や少子化の状況

◆ 本市の出生数は減少傾向にあり、2022 年時点で 2.3万人です。1人の女性が一生のうちに生むこどもの数の指標「合計特殊出生率」は、2022 年時点で、全国が 1.26 であるのに対して、本市は 1.16 と低い水準となっています。



2 こども・家庭の状況

- ◆ 未就学児のいる世帯では、父母共に就労している共働き世帯の割合は 69%に上昇しています。未就労の母親は 27%で、そのうち 80%が就労意向があります。就業形態、働く場所や時間の多様化など、様々な働き方のニーズ への対応が求められています。
- ◆ 2023 年度に教育・保育事業を利用している割合は○歳児は27%、1歳児は63%、2歳児は75%に上昇しました。
- ◆ 出産後、半年くらいまでの間に「子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと」があった割合は 72%となっています。未就学児のいる世帯では、子育てに関しての困りごとは、「子どものしかり方・しつけ」が 56%、「仕事との両立」が46%、「子どもの教育」が39%、「経済的な負担」が38%となっています。
- ◆ 本市調査では、こどもを育てている現在の生活の満足度は未就学児保護者が74%、小学生保護者が61%で5年前と比較して低下しています。
- ◆ 本市調査(こども本人向けの質問)では、「建物の中で思いきり遊べる場所」「友だちとたくさんおしゃべりができる場所」「運動が思いきりできる場所」を求める声が多くなっています。
- ◆ 本市の児童虐待相談対応件数は 2023 年度で約 1.4 万件と増加傾向にあります。
- ◆ こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、自殺企図、ひきこもり、無業状態、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出しています。

3 地域・社会の状況

- ◆ 本市調査によると、日常の子育てを楽しく、安心して行うための重要なサポートとして、「子育てに対する周囲の 理解の促進」を挙げた人が48%となっています。
- ◆ 保護者から、子育て支援サービスの電子化等のデジタル活用のニーズがあります。
- ◆ 日本語指導が必要な児童生徒数は、2024 年には約4,200 人と、2014 年の約3倍に増加しています。

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

目指すべき姿

すべてのこどものウェルビーイングを社会全体で支え、未来を創るこども一人ひとりが、 自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓(ひら)く力、 共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

2 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の7つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進します。

- 1 こどもの視点に立った支援:こどものより良い育ちを社会全体で支え、こどもの人権と最善の利益が尊重されるよう、こどもが意見を表明する機会を確保しながら、「こどもの視点」に立って、施策・事業の推進に取り組みます。
- 2 すべてのこどもへの支援:疾病や障害の有無にかかわらずこどもの健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援と、必要となる支援を誰もが受けられる環境を整え、全てのこどもを支援する視点を持って取り組みます。
- 3 それぞれの発達段階に応じ、育ちや学びの連続性を大切にする一貫した支援: こども一人ひとりの発達段階に応じた育ちや学びが積み重なるよう、こどもの成長を長い目でとらえ、こどもの育ちや学びに関わる大人、関係機関、地域資源が連携しながら、支援の連続性・一貫性を大切にする視点を持って取り組みます。
- 4 こどもに内在する力を引き出す支援: こどもを多様な人格を持った個として尊重し、一人ひとりが自分の良さや可能性を見つめ、自己肯定感を高めながら内在する力を発揮することができるよう、その力を引き出していくという共感のまなざしと関わりを大切にする視点を持って取り組みます。
- 5 家庭の子育て力を高めるための支援:保護者が地域の中で温かく見守られ、支えられながら、妊娠、出産、子育てをするうえで、不安や負担感、孤立感を抱えることなく、こどもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるよう、家庭の子育て力を高めるための視点を持って取り組みます。
- 6 子育て世代の「ゆとり」を創り出すための支援:誰もが安心して出産・子育てができ、また、保護者が気持ちに余裕を持ってこどもに向き合うことで、親子の笑顔と幸せにつながるよう、子育て世代の「ゆとり」を創り出すための視点を持って取り組みます。
- 7 様々な担い手による社会全体での支援 ~自助・共助・公助~:「自助・共助・公助」の考え方を大切にしながら、社会におけるあらゆる担い手が、こども・子育て支援を課題としてとらえ、それぞれの立場で役割を担うと共に、様々な社会資源や地域との連携・協働を図りながら、社会全体での支援を進めていく視点を持って取り組みます。

第4章 施策体系と事業・取組

令和5年4月にこども基本法が施行され、市町村こども計画としても位置付けを行う最初の計画となること、「横浜市中期計画 2022-2025」では、基本戦略「子育てしたいまち次世代を共に育むまちヨコハマ」を掲げて、広く子育て世代に響く支援を進めていることを踏まえて、計画期間中、各施策分野を通して特に重きを置いて進める事項として、第3期計画では新たに2つの重点テーマを設定します。

「目指すべき姿」の実現に向けて、「計画推進のための基本的な視点」を踏まえ、2つの重点テーマ、3つの施策分野、9つの基本施策により、計画を推進します。

目指す べき姿

1 こどもの 視点に立った 支援

基本的な視点

2 すべての こどもへの 支援

3 それぞれの 発達段階に 応じ、育ちや 学びの連続性 を大切にする 一貫した支援

4 こどもに 内在する力を 引き出す支援

5 家庭の 子育て力を 高めるための 支援

6 子育て 世代の 「ゆとり」を 創り出す ための支援

7 様々な 担い手による 社会全体での 支援 ~自助・共助 ・公助~

重点テーマ/施策分野・基本施策

重点テーマ I すべてのこどものウェルビーイングを支える

重点テーマⅡ | 子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

基本

基本

基本乳幼児期の保育・教育の充実と施策 3学齢期への円滑な接続

生まれる前から乳幼児期までの

施策4 こども・若者の育成施策の推進

学齢期から青年期までの

基本障害児・医療的ケア児等への施策 5支援の充実

施策分野2 多様な境遇 にある こども・ 子育て家庭 への支援

子育て

家庭への

切れ目の

ない支援

基本困難を抱えやすいこども・若者への施策 6支援施策の充実

基本 ひとり親家庭の自立支援/ DV被害者や困難な問題を抱える 施策 7 女性への支援

基本 児童虐待防止対策と 施策 8 社会的養育の推進

施策分野3 社会全体 でのこども・ 子育て支援

基本 社会全体でこども・若者を 施策9 大切にする地域づくりの推進

すべてのこどものウェルビーイングを社会全体で支え、未来を創るこども一人ひとりが、 豊かで幸せな生き方を切り拓(ひら)く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」 自分の良さや可能性を発揮し

4

重点テーマー すべてのこどものウェルビーイングを支える

背景

- ◆ こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って表出するため、こども・若 者本人への支援に加え、保護者等を含め重層的にアプローチしていく必要があります。教育・保育、福祉、 保健、医療等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、ライフステージを 通して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制の構築が求められています。
- ◆ すべてのこどもが、家庭や学校以外にも、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、そこで様々な遊びや学び、体験活動の機会に接することができ、自己肯定感を高められるよう、環境整備を進めていくことが必要です。
- ◆ 「こども基本法」を踏まえて、こどもが対象となる幅広い施策・事業において、当事者であるこども自身が 直接意見を表明できる機会を積極的に取り入れることなどについて、本市全体で取り組んでいく必要があり ます。

方向性

- (1) 多機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築
- (2) こどもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実
- (3) 年齢や発達の程度に応じてこどもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「こどもまんなか社会」に生かされる仕組み

指標(※1)		現状値 (R5)	
青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感 じた割合 63%		70%	
よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ちが軽くなった」と回答した割合	68.4%		80%
「横浜市学力・学習状況調査」における生活・学習意識調査のうち、生活意識に関する次の各項目で肯定的に回答した割合 ①将来の夢や目標をもっていますか/②自分のことが好きですか/ ③自分にはよいところがあると思いますか	小学生 ①86.3% ②78.6% ③81.9%	中学生 ①71.0% ②71.7% ③78.2%	維持・向上

※1 アンケート調査はあくまで回答者本人の主観に基づくもので、ウェルビーイングの状況を把握するための1つの要素にはなりますが、これをもってこどものウェルビーイング全体を測るものではありません。こども大綱では、こども施策に関するデータの整備として、「こどもに着目したウェルビーイング指標の在り方について検討を進める」こととされています。本市としても、国の動向を踏まえながら、より適切な指標について、引き続き研究していきます。

主な取組内容						
包括的に支える地域ネットワーク	こどもの居場所・遊び場、 体験活動の充実	こどもの思いや意見を聴き、 尊重するための取組				
● こども家庭センター機能の設置	● こども・若者の居場所づくり	● 「よこはま☆保育・教育宣言~				
● 青少年相談センター事業	● こども・青少年の体験活動の推進	乳幼児の心もちを大切に~」を				
● 困難を抱える若者に対する SNS	● プレイパーク支援事業	活用した取組の推進				
相談事業	● 安全・安心な公園づくり	● こどもの意見を聴く取組の推進				
● ヤングケアラー支援事業	● こども食堂等のこどもの居場所	● 児童相談所等の相談・支援策の				
	づくりに対する支援	充実				

重点テーマ || 子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

背景

- ◆ 本市調査(未就学児保護者)で共働き世帯の割合は69%、両親共にフルタイム就労している割合は46%と 共働き世帯が増加しています。子育てをしていて感じる困りごととして、「仕事との両立」を挙げた割合は、 未就学児調査で46%と、仕事と家事・育児の両立に悩む家庭は少なくありません。
- ◆ 横浜市立大学と連携した「家庭と子育てに関するコホート研究(ハマスタディ)」によると、本市の両親共に フルタイム勤務をしている子育て家庭について、妻の家事時間が長くなるにつれて妻のウェルビーイングが 低下する傾向となる調査結果が出ています。
- ◆ 保護者が時間的、精神的、経済的なゆとりをもって日々の生活を送ることは、保護者がこどもに向き合う時間を充実させることにつながります。また、保護者が子育てをするうえで、不安や負担感、孤立感を抱えることなく、こどもの成長の喜びや生きがいを感じることは、こどもの健やかな成長につながっていきます。
- ◆ 子育て世代の「ゆとり」は、子育て中の親子の笑顔や幸せ、生活満足度の向上に欠かせない要素の一つと言え、中期計画の基本戦略に掲げた「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を実現していくためにも、子育て家庭のゆとりの創出に重点的に取り組んでいく必要があります。

方向性

- (1) 子育て家庭の「時間的負担感が軽減」されている
- (2) こどもの「預けやすさが実感」できている
- (3) 「小1の壁が打破」されている
- (4) 子育て家庭の「経済的負担感が軽減」されている
- (5) 子育ての困りごとがいつでも相談でき、「精神的負担感が軽減」されている
- (6) 子育て家庭がほしい情報に簡単にアクセスでき、「子育ての見通しが持てている」
- (7) 親子が「身近な遊び場・居場所で楽しむ」ことができている

指標	現状値 (R5)	目標値(R11)
子育て家庭がゆとりを実感している割合	今後、現状値 目標値を設定したご	

主な取組内容

- 子育て応援アプリ「パマトコ」
- にもつ軽がる保育園事業
- 中学校給食事業
- 子育て応援アプリ「パマトコ」家事負担軽減のための コンテンツ作成(よこはま楽家事応援団)
- 横浜子育てサポートシステム
- 保育・幼児教育の場の確保
- 一時預かり事業
- こども誰でも通園制度の実施
- 放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおける長期 休業期間中の昼食提供
- 小学生の朝の居場所づくり事業
- 妊婦健康診査事業

- 小児医療費助成事業
- 妊婦のための支援給付
- 出産費用助成事業
- 妊産婦・こどもの健康医療相談事業
- 妊娠・出産相談支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 地区センターにおける親子が集う身近な場の創出
- 親と子のつどいの広場事業
- 保育所子育てひろば・幼稚園はまっ子広場
- 子育て支援者事業
- 安全・安心な公園づくり
- こどもログハウスリノベーション
- 読書に親しむ機会の創出と図書館サービスの充実

基本施策1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

現状と課題

- ◆ 若い世代の男女に向け、将来の妊娠・出産に備えて健康管理ができ、ライフプランを主体的に考えることができるよう、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発等のプレコンセプションケアの取組を行うことが重要です。
- ◆ 「予期せぬ妊娠」等、妊娠・出産の悩みを一人で抱えることがないよう、相談支援の体制等を充実させることが必要です。
- ◆ 妊娠中から専門的な相談支援を充実させると共に、特に産前産後に安定した生活が送れるよう、家事や育児のサポートを行う支援が重要です。妊娠期から乳幼児期を通じて母子の健康を確保し、切れ目のない保健対策を充実させると共に、地域の子育て支援に関わる人や医療機関等とのネットワークを築き、包括的な支援の環境づくりを進めることが重要です。
- ◆ より安心で安全な出産ができる環境づくりや小児救急医療体制の安定的な運用など、産科・周産期医療、小児医療の充実が求められています。

目標·方向性

- (1) 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実
- (2) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実
- (3) 乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実
- (4) 安全・安心な妊娠・出産に向けた産科・周産期医療及び小児医療の充実

指標	現状値(R5)	目標値(R11)
「4か月健診の問診票」から育てにくさを感じている方が、相談先を知っている など、解決方法を知っている割合	78.7%	81.6%
「3歳児健診の問診票」から育てにくさを感じている方が、相談先を知っている など、解決方法を知っている割合	80.4%	83.0%

- 思春期保健指導事業
- 妊娠・出産相談支援事業
- 妊婦健康診査事業
- 産科・周産期医療の充実
- 小児医療費助成事業
- 妊婦のための支援給付
- 出産費用助成事業

- 妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業
- こんにちは赤ちゃん訪問事業
- 産後母子ケア事業
- 産前産後ヘルパー派遣事業
- 産婦健康診査事業
- 乳幼児健康診査事業等
- 妊産婦・こどもの健康医療相談事業

基本施策2 地域における子育で支援の充実

現状と課題

- ◆ 身近な場所に気軽に相談できる場が求められています。
- ◆ 見通しを持ち、安心して子育てをスタートできるよう妊娠期からの支援も重要です。また、妊娠期間から地域の親子の居場所を周知すると共に、保護者同士の仲間づくりや、父親の育児参加への対応も求められています。
- ◆ これから親になる世代も含めて、様々な世代に子育て家庭に目を向けてもらい、「子育てを温かく見守る 地域づくり」を進めていくことが必要です。こども家庭センターと地域資源が連携して「地域づくり」 を念頭に置いた支援を展開する必要があります。

目標·方向性

- (1) 妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実
- (2) 幼児期の豊かな「遊びと体験」の提供
- (3) 保護者・養育者が気軽に相談できる場や機会の確保
- (4) 地域における子育て支援の質の向上
- (5) 地域ぐるみでこども・子育てを温かく見守る環境づくり

指標	現状値 (R5)	目標値(R11)
「利用ニーズ把握のための調査」において、親子の居場所を「利用している」「過去に利用していた」と回答した割合	50.6%	57% (R10)
「利用ニーズ把握のための調査」において、現在の子育てについて、不安を感じ たり、自信が持てなくなることが「よくあった」「時々あった」と回答した割合	58.3%	55% (R10)
「利用ニーズ把握のための調査」において、子育てをしていて地域社会から見守られている、支えられていると「感じる」「どちらかといえばそう感じる」と回答した割合	32.4%	55% (R10)

- 地域子育て支援拠点事業
- 地域子育て支援拠点における利用者支援事業
- 地区センターにおける親子が集う身近な場の創出
- 地域子育て相談機関の設置
- 親と子のつどいの広場事業
- 保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場事業
- 子育て支援者事業
- 未就学児に向けた「遊びと体験」ができる環境・機会の提供

- ◆ 体系化された研修による、地域子育て支援スタッフの 育成
- 子育て応援アプリ「パマトコ」
- 横浜子育てサポートシステム
- 子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)
- こども家庭センター機能の設置

基本施策3 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続

現状と課題

- ◆ 乳幼児期は、生涯にわたるウェルビーイングの土台として最重要な時期です。「よこはま☆保育・教育宣言」の理念を周知し、保護者と保育・教育施設等が両輪でこどもの育ちを支えていく必要があります。
- ◆ 障害のあるこども、医療的ケアが必要なこどもが、それぞれの特性や発達に応じて、保育・教育を受けられるよう職員体制や受入れ環境を整えていくことが求められています。
- ◆ 幼児教育と小学校教育の円滑な接続のため、「幼保小の架け橋プログラム」を踏まえ、地域に応じた接続 期カリキュラムの実施・改善が必要です。
- ◆ 保育の利用を希望する世帯の割合は増加傾向にあります。一方で、年齢や地域によって定員割れが発生するなどニーズの変化に合わせた取組が必要です。
- ◆ 保育・幼児教育を担う人材の確保に加え、定着を図るため、保育所運営に係る業務を省力化し、保育の 質の向上や働きやすさにつなげる必要があります。
- ◆ 保育所を利用していないこどもを一時的に預けたいというニーズが低年齢児を中心に増加しています。 一時預かり施設を更に拡充していくなど、ニーズへの対応が必要です。

目標·方向性

- (1) 保育・幼児教育の質の確保・向上
- (2) 個別に支援が必要な児童に対する支援
- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園から学校への円滑な接続
- (4) 保育・幼児教育の場の確保
- (5) 保育・幼児教育を担う人材の確保
- (6) 多様なニーズへの対応と充実

指標	現状値(R5)	目標値(R11)
待機児童数	5人 (R6年4月1日)	0人
こどもの思いや主体性を尊重した保育・教育を実践している施設等の割合※1	今後、現状値を把握し、目標値を 設定したうえで原案に反映	

※1「(仮)『よこはま☆保育・教育宣言』に基づく保育実践アンケート」で確認

- 「よこはま☆保育・教育宣言〜乳幼児の心もちを大切に 〜」を活用した取組の推進
- 「保育・幼児教育センター(仮称)」の整備
- 保育・教育施設等における障害のあるこども/医療的ケアが必要なこどもの受入れ推進
- 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続
- 保育・幼児教育の場の確保
- 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業

- 保育・教育コンシェルジュ事業
- 保育所等の利用におけるオンライン申請の推進
- 保育士の採用、定着に課題を抱える園への支援
- 将来の担い手の確保と潜在保育士の復職支援
- 延長保育事業
- 一時預かり事業
- こども誰でも通園制度の実施
- 病児保育事業、病後児保育事業

基本施策4 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進

現状と課題

- ◆ 地域のつながりの希薄化、少子化の進展等により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しています。
- ◆ すべてのこども・若者の健やかな成長に向け、安全・安心で自分らしく過ごせる居場所をつくる必要があります。ライフスタイルや価値観の多様化など様々なニーズに応じた居場所が求められています。
- ◆ こどもの健やかな成長のためには、家庭環境等こどもの置かれた状況によらず、多様な体験ができることが重要であり、社会全体でこども・若者の体験活動を支援する必要があります。
- ◆ すべてのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児 童施策を推進していく必要があります。
- ◆ こども・若者の健やかな成長のためには、地域の中で多様な世代と交流することで、社会性や自主性を 育むことが重要です。
- ◆ こども・若者の視点を尊重し、その意見が十分反映される環境づくりに努めると共に、こども・若者の 社会参画を促進していくことが求められています。

目標·方向性

- (1) 小学生のより豊かな放課後等の居場所づくり
- (2) いわゆる「小1の壁」の打破
- (3) こども・若者の成長を支える基盤づくり
- (4) こども・若者の成長を見守り、支える地域社会づくり
- (5) こども・若者の人権を守る取組の推進とこども・若者の意見の反映

指標	現状値(R5)	目標値(R11)
放課後キッズクラブ・放課後児童クラブを利用する児童へのアンケートのうち、「クラブは楽しいですか」の項目で「楽しい」「どちらかというと楽しい」と回答した児童の割合	89%	95%
青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合	63%	70%
地域で青少年育成の連携・協働を促進するため、(公財)よこはまユースが支援を行った団体数	757 団体	877 団体

- 放課後児童育成事業
- 放課後児童育成事業における障害児・医療的ケア児の 受入れ推進
- 放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおける長期 休業期間中の昼食提供
- 小学生の朝の居場所づくり事業
- こども・若者の居場所づくり
- こども・青少年の体験活動の推進
- プレイパーク支援事業

- 安全・安心な公園づくり
- こどもログハウスリノベーション
- 子どもの文化体験推進事業
- 子どものスポーツ活動支援事業・スポーツ分野における学校訪問事業・トップスポーツチーム連携事業
- 子どもアドベンチャーカレッジ事業
- 中学校給食事業
- こども食堂等のこどもの居場所づくりに対する支援
- こども・若者の意見を反映した事業の実施

基本施策5 障害児・医療的ケア児等への支援の充実

現状と課題

- ◆ 障害や療育等に係る多くの情報が様々な媒体を通じて行き交うなか、障害児等との関わり方等について、 保護者や関係者の悩みや不安に寄り添い、適切な情報提供や診療を含む支援の体制づくりが求められて います。また、地域療育センターにおいて、必要とするこどもが、必要な支援を適切な時期に受けられ るような支援のあり方が求められています。
- ◆ 障害児通所支援のニーズが増加し、事業所数も増えていますが、サービスの質の向上等への支援が必要です。また、重症心身障害児や医療的ケア児が安心して利用できる体制の充実が求められています。
- ◆ 障害児相談支援や、入所施設における障害特性に応じた支援等の充実により、成人期の生活への移行が スムーズに行われるよう早期から成人期を見据えた支援を行うことが重要です。
- ◆ 医療的ケア児等が安心して生活できるよう、コーディネーターと関係機関が連携し、保育・教育・福祉 分野での受入れ推進、家族の負担軽減の取組、必要な支援につなげる取組等が求められています。
- ◆ 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所と学校の連携等により、切れ目のない支援を実現するため、関係機関全体で支援を行う体制づくりが求められています。
- ◆ 障害や医療的ケアの有無にかかわらず、こどもの意見を聴く取組を推進すること、社会全体の障害等への理解を深めていくことが重要です。

目標·方向性

- (1) 地域療育センターを中心とした地域における障害児支援の充実
- (2) 将来の自立等に向けた療育と教育の連携等による切れ目のない支援の充実
- (3) 障害児相談支援をはじめとする相談支援の充実
- (4) 障害児入所施設の環境向上と入所児童の地域移行の推進
- (5) 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援の充実
- (6) こどもの意見を聴く取組等の推進と、障害への理解促進

指標	現状値 (R5)	目標値(R11)
地域療育センターが実施する保育所等への巡回訪問回数	2,496 🛮	3,500 🗆
保育所等医療的ケア児支援看護師研修受講者アンケートで研修内容が日頃の業務に活用できると回答した割合	91.8%	100%

- 地域療育センター運営事業
- 保育・教育施設等における障害のあるこども/医療的 ケアが必要なこどもの受入れ推進(再掲)
- 放課後児童育成事業における障害児・医療的ケア児の 受入れ推進(再掲)
- 療育と教育との連携強化等による学齢期の障害児支援の充実
- 障害児通所支援事業所等の拡充と質の向上

- 障害児入所施設の環境向上と入所児童の地域移行の 推進
- 医療的ケア児・者等支援促進事業の推進
- メディカルショートステイ事業の推進
- 小児がん患者のがん対策の推進
- 小児慢性特定疾病医療給付事業
- こどもの意見を聴く取組の推進
- 市民の障害理解の促進

基本施策6 困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実

現状と課題

- ◆ 貧困などの養育環境の課題や、いじめ、不登校、ひきこもり、無業など複合的課題を抱えているこども・ 若者や家族が社会的に孤立している状況があります。地域と連携しながら早期に世帯の変化に気づき、 支援機関につないでいくことが重要です。
- ◆ 令和4年度の本市調査では、市内のひきこもり状態にある 15歳から 39歳のこども・若者は約 13,000 人と推計されています。早期把握とプッシュ型の支援、本人と家族への支援、当事者同士の支えあいによるサポート、地域や社会の理解促進や見守りが求められます。
- ◆ 「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」であるヤングケアラーは、こども・若者らしい生活が送れずにつらい思いをするだけでなく、将来にも影響を及ぼす可能性があります。こども・若者の意向に寄り添いながら、世帯全体を支援していく視点を持った支援体制の構築が必要です。

目標·方向性

- (1) こども・若者を社会全体で見守り、悩みや課題の早期発見・早期支援につなげる環境づくり
- (2) 世帯全体を視野に入れたこども・若者への支援の充実
- (3) 切れ月ない支援を実現するための関係機関等の連携

指標	現状値 (R5)	目標値(R11)
青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーションの支援による改善者数	1,539 人/年	7,700人(累計)
よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ちが軽くなった」と回答した割合	68.4%	80%
ヤングケアラー支援研修等の受講者数	998人/年	6,000人(累計)

- 青少年相談センター事業
- 地域ユースプラザ事業
- 若者サポートステーション事業
- 困難を抱える若者に対するSNS相談事業(よこはま 子ども・若者相談室)
- ヤングケアラー支援事業
- こども・若者の意見を聴く取組の推進
- 不登校児童生徒支援事業
- 不登校のこども等困難を抱えやすいこどもの居場所づくり

- 地域等と連携したいじめ等の防止
- 外国につながるこどもたちへの支援事業
- 寄り添い型生活支援事業
- 寄り添い型学習支援事業
- 放課後学び場事業
- 経済的に困難を抱える世帯への就学援助等
- 自殺対策事業

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援/DV 被害者や困難な問題を抱える女性への支援

現状と課題

- ◆ 令和2年の国勢調査によると、本市のひとり親家庭は22,635世帯で、母子家庭が19,481世帯、父子家庭が3,154世帯です。本市調査では、母子家庭の約9割が就労していますが、就労していると回答した方のうち約4割が非正規雇用で、生活費に関する悩みが多くなっています。
- ◆ ひとり親家庭の背景として、DV、児童虐待、疾病や障害など複合的な課題を抱える場合があり、個別の事情に寄り添った支援が必要です。また、ひとり親家庭の社会的孤立を防ぐため、当事者同士や地域のつながり、民間支援等、多面的なアプローチが重要です。
- ◆ 離別の場合、こどもの立場に立った、養育費の取り決めや親子交流の調整が必要です。
- ◆ 令和5年度のDV相談件数は 4,527 件でした。女性緊急一時保護件数が減少傾向にある中、緊急一時保護が必要な場合に、相談者のニーズにも応えながら、安全性が確保できる支援策が必要です。
- ◆ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の趣旨を踏まえながら、DVも含めた困難な課題を 抱える女性への包括的な切れ目ない支援が必要です。

目標·方向性

- (1) ひとり親家庭の経済的・時間的な困難を軽減するための総合的な自立支援
- (2) ひとり親家庭のこどもに対する学習支援などの直接的なサポート充実と意見表明機会の提供
- (3) DV被害者や困難を抱える女性とそのこどもへの安全・安心の確保、自立支援
- (4) 支援に関わる職員の資質向上、体制の強化及び啓発等

指標	現状値(R5)	目標値(R11)
ひとり親サポートよこはま等の支援により就労に至ったひとり親の数	345人/年	1,800 人 (累計)
思春期接続期支援事業の事後アンケートで「将来の夢や就職について目標がある」と回答したこどもの割合	68.1%	70.0%
DVに関する相談件数	4,527件	5,000件

- 児童扶養手当
- ひとり親家庭自立支援給付金事業
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業(ひとり親サポートよこはま)
- 日常生活支援事業(ヘルパー派遣)
- 養育費確保支援事業
- 思春期・接続期支援事業

- 母子生活支援施設
- こどもの意見を聴く取組の推進
- 女性相談保護事業
- DV被害者支援
- 女性緊急一時保護施設補助事業
- 若年女性支援モデル事業
- デートDV防止事業

基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進

現状と課題

- ◆ 本市では「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づきこどもの命を守るための施策を総合的に推進しています。令和5年度の児童虐待相談対応件数は14,035件で、死亡事例を含む重篤事例も依然発生しています。早期発見・早期対応、迅速・的確な対応、継続支援等を適切に行う体制の充実が必要です。
- ◆ 令和6年施行の改正児童福祉法に基づき、こども家庭センター機能を全区に段階的に設置し、妊産婦、こども、家庭への一体的な支援を行う体制を構築していきます。
- ◆ 児童相談所の体制強化や区役所の機能強化を行い、予期しない妊娠や特定妊婦の支援、こどもの意見を 聴取する機会の確保、一時保護所の環境改善や児童の学習支援の取組が必要です。
- ◆ 里親等への委託数は増加傾向であり、里親支援センターの設立やファミリーホームの増設などの支援体制の充実が必要です。児童養護施設の多機能化・高機能化や、施設等退所者が安定した生活を送るための支援も求められます。
- ◆ 社会的養護下にあるこどもの意見を表明する機会の確保が必要です。

目標·方向性

- (1) 児童虐待対策の総合的な推進
- (2) 児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化
- (3) 社会的養育の推進
- (4) こどもの意見表明機会の確保と権利擁護の取組の推進

指標	現状値(R5)	目標値(R11)
児童虐待による死亡者数	2人	0人
こども家庭センター設置数	3か所 (R6)	18 か所
合同ケース会議での協議件数(妊産婦、こども、子育て家庭に対する一体的支援 の実施数)	_	30,000件
里親委託率	20.7%	36.3%
里親登録者数	277組	324 組
ファミリーホーム設置数	8か所	10 か所

- 区の要保護児童対策地域協議会の機能強化
- 妊娠・出産相談支援事業(再掲)
- こども家庭センター機能の設置(再掲)
- 学校・医療機関との連携強化
- 児童虐待防止の広報・啓発
- 養育支援家庭訪問事業

- 親子関係形成支援事業
- 児童相談所等の相談・支援策の充実
- 一貫した社会的養護体制の充実
- 里親等委託の推進
- 子育て短期支援事業
- こどもの意見を聴く取組の推進

基本施策9 社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進

現状と課題

- ◆ 共働き世帯が増加し、また、男性の長時間労働は改善傾向にありますが、家事や育児等にあてる時間はいまだ女性に偏っています。男性の育児休業取得率は令和5年で約4割となりましたが、1か月未満の取得が7割弱となっています。また、晩婚化・晩産化を背景に、育児・介護が重なるダブルケアと仕事を両立できる環境づくりの必要性も高まっています。
- ◆ 本市調査によると、「子育てをしていて、地域社会から見守られている、支えられている」と感じる未就 学児の保護者は約3割です。妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮などが自然と行われるような、こど もや子育て家庭を社会全体で支える気運を醸成していく必要があります。こどもや子育て世帯・妊娠中 の方の目線で安全・安心・快適に生活を送ることができる環境の整備や、居場所の更なる充実が求めら れています。
- ◆ 横浜市こども・子育て基本条例では、こどもがその年齢発達の程度に応じて、意見を表明する機会を確保し、その意見を施策に反映させるよう努めることとされました。こどもの意見聴取や施策への反映は、適切な手法やタイミングを工夫・選択し、継続的に取り組むことが必要です。

目標·方向性

- (1) 多様で柔軟な働き方と共育ての推進
- (2) こどもを大切にする社会的な気運の醸成と安全・安心な地域づくり
- (3) こどもの意見を施策・事業に生かす取組の推進

指標	現状値 (R5)	目標値(R11)
市内事業所における男性の育児休業取得率	40.6%	40.6%以上 ※1
子育て環境が整っていることを理由に、横浜に住み続けたいと考える子育て世帯 等の割合	15.2%	20%

※1:関連計画である横浜市男女共同参画行動計画と連動するため、令和8年度開始予定の次期横浜市男女共同参画行動計画の指標との整合を図り、本計画の目標値として改めて設定します。

- 共に子育てをするための家事・育児支援
- 誰もが働きやすい職場環境づくりの推進
- 子育て応援アプリ「パマトコ」(再掲)
- 子育て応援アプリ「パマトコ」家事負担軽減のための コンテンツ作成(よこはま楽家事応援団)
- 結婚を希望する人や子の結婚を希望する保護者向けの啓発・情報提供
- 福祉のまちづくり推進事業

- 地域子育で応援マンションの認定
- 安全・安心な公園づくり(再掲)
- 読書に親しむ機会の創出と図書館サービスの充実
- 地域防犯活動支援事業
- こどもの交通安全対策の推進
- よこはま学援隊事業
- 安全教育・防災対策の推進
- こどもの意見を聴く取組の推進

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策

- ◆ 本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」(利用に関するニーズ量)及び「確保方策」(量の見込みに対応する確保量と実施時期)を定めることとなっています。
- ◆ 令和5年度に実施した「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」の 結果や各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出すると共に、それに対応するための確保方策を策定し ます。

1 保育・教育に関する施設・事業

(単位:人)

年度			令和7年度					令和8年度				
教育•保育給付認定区分(※1)			3号		2号	1号		3号		2号	1号	
年齢		0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	
	量の見込み	6,281	13,862	14,812	49,018	27,561	6,249	14,164	14,830	47,436	26,812	
	3歳未満児の保育利用率		51.1%				52.1%					
	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園 ・企業主導型保育事業	5,620	11,961	12,941	48,996	19,803	5,583	12,182	12,943	47,415	18,132	
確保	私学助成幼稚園					17,669					16,112	
方策	地域型保育·横浜保育室	661	1,901	1,871	22		666	1,982	1,887	21		
	計	6,281	13,862	14,812	49,018	37,472	6,249	14,164	14,830	47,436	34,244	

	年度	令和			令和9年度			ŕ	隻		
	教育•保育給付認定区分(※1)		3号		2号	引号 3号			2 号	1号	
年齢		0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳
	量の見込み	6,217	14,466	14,848	45,854	26,063	6,185	6,185 14,768 14,866		44,272	25,314
	3歳未満児の保育利用率	育利用率 52.0% 51.9%									
	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園 ・企業主導型保育事業	5,546	12,403	12,945	45,834	16,463	5,509	12,623	12,948	44,253	14,791
確保	私学助成幼稚園					14,553					12,997
方策	地域型保育·横浜保育室	671	2,063	1,903	20		676	2,145	1,918	19	
	計	6,217	14,466	14,848	45,854	31,016	6,185	14,768	14,866	44,272	27,788

	年度	令和11年度						
教育・保育給付認定区分(※1)			3号		2号	1号		
年齢			1歳	2歳	3-5歳	3-5歳		
	量の見込み	6,154	15,069	14,885	42,692	24,561		
	3歳未満児の保育利用率		51.7%					
	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園 ・企業主導型保育事業	5,471	12,846	12,950	42,674	13,122		
確保	私学助成幼稚園					11,439		
方策	地域型保育·横浜保育室	683	2,223	1,935	18			
	計	6,154	15,069	14,885	42,692	24,561		

※1 「教育・保育給付認定区分」

1号:3歳から小学校就学前であって保育の必要性がないこどもに相当するもの 2号:3歳から小学校就学前であって保育の必要性があるこどもに相当するもの

3号:満3歳未満であって保育の必要性があるこどもに相当するもの

子ども・子育て支援法				上段:量の身	見込み、下段	设:確保方策		
上の事業区分	本市事業		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊婦に対して健康診査			延べ受診回数	285.830	288.831	291,828	294.828	298.317
を実施する事業	妊婦健康診断事業		(回/年)	285.830	288.831	291.828	294,828	298.317
			訪問件数	22,626	22,795	23,069	23,351	23,567
乳児家庭			(件/年)	22,626	22,795	23,069	23,351	23,567
全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事	事	訪問率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
			(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	ショートステイ		延べ利用者数	712	746	779	812	845
		(人/年)	712	746	779	812	845	
子育て短期支援事業 - 子育で短期支援事業	トワイライトステイ		延べ利用者数	5,134	5,285	5,436	5,587	5,738
丁月(应州文版学术	1.7.17.11.27.1		(人/年)	5,134	5,285	5,436	5,587	5,738
	母子生活支援施設		延べ利用世帯数	92	92	92	92	92
	緊急一時保護事業		(世帯/年)	92	92	92	92	92
	 家庭	 家庭訪問	延べ実施回数	407	407	407	407	407
	┃ 育児支援家庭訪問事業	31,22,12,12,12	(世帯/年)	407	407	407	407	407
		ヘルパー	延べ実施回数	2,225	2,232	2,231	2,237	2,240
養育支援訪問事業			(回/年)	2,225	2,232	2,231	2,237	2,240
及び 要保護児童		家庭訪問	延べ実施回数 (回/年) 延べ実施回数 (回/年)	4,313	4,607	4,902	5,195	5,490
対策地域協議会	養育支援家庭訪問事業			4,313	4,607	4,902	5,195	5,490
その他の者による		ヘルパー		8,882	9,038	9,196	9,349	9,504
要保護児童等に対する 支援に資する事業			,,,,,	8,882	9,038	9,196	9,349	9,504
人版に 負する手术	要保護児童対策地域協議会(児童虐 待防止啓発地域連携事業の一部)		検討会議件数 (件/年)	1,966	1,983	1,999	2,013	2,035
	内侧亚百九元级建防于木	17100 - 1700 - 1700 - 1700		1,966 271	1,983 275	1,999 284	2,013 291	2,035 300
	親子関係形成支援事業		実人数 (人/年)	30	90	150	291	300
			,, ,,	30	30	30	30	300
病児保育事業	病児保育事業		実施箇所数 (か所)	30	30	30	30	30
	横浜子育てパートナー 保育・教育コンシェルジュ		実施箇所数 (か所) 実施箇所数 (か所) 実施箇所数 (か所)	28	28	28	28	28
				28	28	28	28	28
				18	18	18	18	18
				18	18	18	18	18
利用者支援に		18		18	18	18	18	
関する事業	統括支援員 	調整中		18	18	18	18	
			実施箇所数	18	18	18	18	18
	┃母子保健コーディネーター ┃	-	(か所)	18	18	18	18	18
	こども支援員		実施箇所数	18	18	18	18	18
	- こび火坂貝		(か所)	18	18	18	18	18
時間外保育事業	延長保育事業(夕延長)		利用者数	3,694	3,589	3,480	3,378	3,273
一时时八体月子未	~ ハハロナホ (ノた以)		(人/月)	3,694	3,589	3,480	3,378	3,273
放課後児童	放課後キッズクラブ(一部)) 、	対象児童数(人)	34,847	34,047	33,245	32,446	31,600
健全育成事業	放課後児童クラブ		定員数(人)	42,437	41,463	40,487	39,514	38,482
地域子育て支援	地域子育て支援拠点、親	-	延べ利用者数	61,773	65,549	69,325	73,101	76,878
拠点事業	いの広場、保育所等子育 幼稚園等はまっ子広場 領	てひろば、 等	(人/月)	61,773	65,549	69,325	73,101	76,878
			延べ利用者数	184,862	191,917	198,972	,	213,082
	幼稚園での預かり保育(1	号)	延へ利用有数 (人/年)	184,862	191,917	198,972	206,027	213,082
			延べ利用者数	1,962,033	2,029,203	2,096,373	2,163,543	2,230,713
一時預かり事業、	幼稚園での預かり保育(2	号)	(人/年)	1,962,033	2,029,203	2,096,373	2,163,543	2,230,713
子育て援助活動 支援事業	その他(保育所での一時保 一時預かり、親と子のつどし		延べ利用者数	318,067	341,366	364,664		411,262
	の一時預かり、様に子のうといの広場での一時預かり、横浜子育てサポートシステム、24時間型緊急一時保育、休日一時保育)		延へ利用者剱 (人/年)	318,067	341,366	364,664	387,963	411,262

第6章 計画の推進体制等について

様々な主体による計画の推進

- ◆ 本市におけるこども・子育て支援は、様々な担い手によって支えられ、様々な地域で展開されると共に、行政と の協働も積極的に推進されてきました。
- ◆ 本計画は素案の作成段階から、「横浜市子ども・子育て会議条例」で定める附属機関である「子ども・子育て会議」で議論を重ねてきました。また、子育て世帯やこども本人を対象としたニーズ調査の実施や、市内全区における市民意見交換会の開催などを通じて、幅広く御意見をいただきました。
- ◆ これからも「自助・共助・公助」の考え方を大切にし、あらゆる担い手が、こども・子育て支援を社会全体の課題としてとらえ取組を進めていただけるよう、市民、関係者の皆様と連携・協働し、計画を推進していきます。

2 こどもの意見を施策へ反映するための体制整備

- ◆ 横浜市こども・子育て基本条例の施行に合わせ、本市におけるこどもの意見表明の機会の確保と施策への反映 を進めるために必要な体制の整備を行います。
- ◆ 取組の実効性を高めていくために、施策を所管する各部署が、取組の目的や好事例を共有しながら、各施策の 特性に合わせ、こどもの意見聴取と施策への反映を進めていくことが重要です。先進事例に関する情報収集と 実践を通じた課題の把握や改善の取組を継続して進めていきます。

3 計画の点検・評価等

- ◆ 計画に定める事業・取組の内容や事業量等については、社会情勢や新たに把握したデータに基づくニーズ等を 踏まえ、毎年度、必要な見直しを行います。
- ◆ 子ども・子育て会議は、こども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置付けられています。引き続き計画のPDCAサイクルの確保に努め、子ども・子育て会議で、計画の実施状況について毎年度の点検・評価や計画の中間見直しを実施していきます。

4 こども・子育て支援に関わる人材の確保・育成の推進

- ◆ 専門機関や地域資源同士が連携しながら、こども・子育て家庭を包括的に支援していくことが求められています。各区のこども家庭センターが中心となり、専門機関や地域資源同士の恒常的なつながりをより一層充実できるよう、地域資源間のネットワーク化の促進に取り組んでいきます。
- ◆ こども・子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保・育成等に取り組み、支援の充実を進めていきます。

5 こども・子育て支援に関する情報発信や情報提供の推進

- ◆ スマートフォン一つで子育てに関する手続や情報収集などが可能となる、子育て応援アプリ「パマトコ」を令和6年度にリリースしました。今後も必要な情報を必要な人に届けられるよう開発を進めていきます。
- ◆ こどもたち本人に対しては、市のこども・子育て支援施策に関心を持ってもらうと共に、意見を表明する機会が確保されていることなどについて周知を進めていきます。
- ◆ こどもまんなか社会の実現のため、こどもや子育て当事者のみならず、あらゆる人が理解を深め、行動に移していくことができるよう、社会全体でこどもを見守り、こどもを大切にするための気運の醸成に向けた情報発信・情報提供にも取り組んでいきます。

こども、みんなが主役!よこはまわくわくプラン(素案)全文の閲覧方法

● 素案の全文は、横浜市こども青少年局企画調整課ホームページからご覧いただけます。

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画

検索

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/kosodate/dai3kikeikaku.html

- 次の場所で、素案の全文を冊子でご覧いただけます。
 - ○区役所広報相談係・こども家庭支援課

〇市民情報センター(横浜市庁舎3階)

〇こども青少年局企画調整課(横浜市庁舎 13 階)

<u> 意見提出方法 (募集期間 : 令和6年 10 月 17 日 (木</u>) から令和6年 11 月 15 日 (金) まで)

いずれかの方法で、ご意見をお寄せください。

● 横浜市電子申請・届出システムでのご意見提出 次の二次元コードからアクセスし、ご入力ください。

https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/9db15a6e-bfae-4f8b-9bae-6221c2c29118/start



● 電子メール

氏名、住所(区名まで)、年代、素案へのご意見を記載のうえ、 件名に【パブリックコメント】と入れて、次の電子メールアドレスに送信してください。 送付先アドレス:kd-kikaku@city.yokohama.jp

● 郵送

氏名、住所(区名まで)、年代、素案へのご意見を記載のうえ、お送りください。 書式は問いません。(郵送の場合は、11月15日消印有効とさせていただきます。) 郵送先:〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市こども青少年局企画調整課 あて

FAX

氏名、住所(区名まで)、年代、素案へのご意見を記載のうえでお送りください。 書式は問いません。 FAX番号:045-663-8061

【ご留意いただきたいこと】

・いただいたご意見の概要と、それに対する本市の考え方をまとめ、後日、ホームページで公表します。 ご意見への個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。

- ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見は受け付けておりません。
- ・ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」の 規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

【お問合せ先】

横浜市こども青少年局企画調整課

045-671-4281 FAX 045-663-8061 kd-kikaku@city.yokohama.jp

こども、みんなが主役!よこはまわくわくプラン

だい きょこはまして こそだ しぇんじぎょうけいかく よこはまし けいかく (第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画/横浜市こども計画) そあん がいようばん 素案(やさしい概要版)

【パブリックコメント】みんなの意見をきかせてください

^{ぼしゅうきかん} **募集期間** れいわ **令和6(2024)年10月17日(木)から** れいわ **令和6(2024)年11月15日(金)まで**



よこはまわくわくプランは、こども・若者が主役となり、ことも・若者が主役となり、ことも・若者一人ひとりの幸せと育ちを応援するまちを目指すために、横浜市が作る計画です。

よこはまわくわくプランに、みんなの意見が必要です

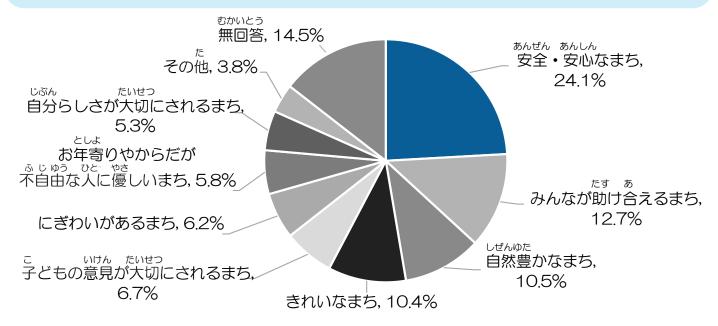
- こども・若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。そして、自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことがとてもです。 要です。
- 2023年から始まった「こども基本法」や、「こども大綱」は、すべてのこども や若者が、健やかに成長し、幸せな生活を送ることができる社会を目指しています。これを「こどもまんなか社会」と呼んでいます。
- 2025年からは、「横浜市こども・子育て基本条例」が始まります。この条例では、「こどもまんなか社会」を実現するために、横浜市のこどもや子育でについて、市全体で大切にすることや取り組むこと、こども・若者の声を聴き、取組に生かしていくことなどを定めています。
- これから作る「よこはまわくわくプラン」は、「こども、みんなが主役」の計画です。「よこはまわくわくプラン」での「こども」は、年齢が小さなこどもたちだけではなく、心と身体が育つ途中にある若者も含めています。
- こども、若者、大人など、みなさんの声を聴きながら作っていきます。
 みなさんの声をぜひ聴かせてください。



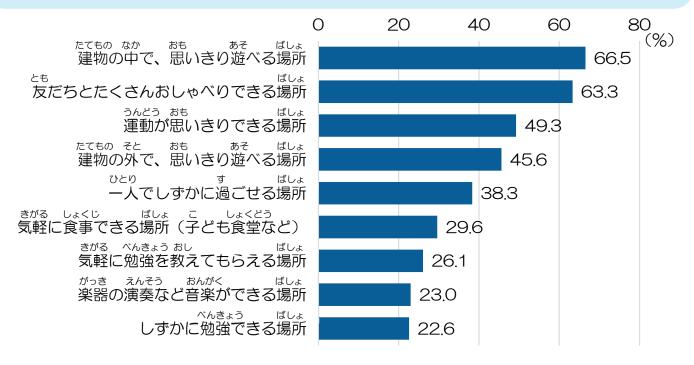
「よこはまわくわくプラン」に向けてのアンケート

● 横浜市では、こどもの意見を聴く取組の一つとして、「よこはまわくわくプラン」にこどもの意見を生かすために、2023年10月に小学4年生から6年生の約3万3千人を対象にアンケートを行いました。12,445人が回答に協力をしてくれました。アンケート結果の一部を紹介します。

Q あなたは、横浜市がどのようなまちになってほしいと思いますか。



Q あなたが、こんな場所があったらいいなと思う場所を教えてください。



重点テーマーすべてのこどものウェルビーイングを支える

とりくみ こ で で かてい ささ ちいき **取組① こども・子育て家庭を支えるための地域のネットワーク**

「横浜市がどのようなまちになってほしいですか?」

こどもたちの一番多かった意見は「安全・安心なまち」、
 よにん ひとり こた
 4人に1人が答えました。



「よこはまわくわくプラン」では、こんな形でみなさんの意見を生かします。

- 区役所には、いろいろな相談ができる「こども家庭センター」ができます。こどもたちが安心して生活できるように、こどもの身近にある組織や大人が協力して、こどもや子育て家庭を支えるネットワークを作っていきます。また、困ったときに相談できたり、必要な手助けが届くようにします。
- 身近な地域で、こどもたちが安心して過ごせるような環境を整えていきます。

\ たとえば、こんなことに取り組んでいきます /

- SNS相談など、こどもたち自身が相談・支援につながることができる環境づくり
- こうつうあんぜんたいさく とうげこう じ みまも かつどう交通安全対策や、登下校時の見守り活動など



「あったらいいなと思う場所」

こどもたちの意見で多かったものは、「建物の中で、思いきり遊べる場所」「友だちとたくさんおしゃべりできる場所」「運動が思いきりできる場所」「建物の外で、
 またしまする。
 またしまする。
 またできる場所」「運動が思いきりできる場所」「建物の外で、
 またいきり遊べる場所」でした。

「よこはまわくわくプラン」では、こんな形でみなさんの意見を生かします。

 いろいろな年齢のこどもたちが、家や学校以外で、安心して過ごせる居場所を おようして まます。また、いろいろな遊びや、新しい体験ができる機会を増 やしていきます。

● 青少年の地域活動拠点 (7か所)

「おいろいろな年齢のこどもたちが交流し、様々な体験活動を行っています。



- 公園(約2,700か所)
 地域のみんなが自由に楽しみ、こどもたちが外遊びできる身近な場所です。
- プレイパーク (22 か所)
 公園などで、木登りや泥んこ遊びなどの自由な遊びができます。
 プレイリーダーが自由な遊びを広げます。
- 図書館 (18か所)

自由に本を読んで過ごしたり、おはなし会を楽しんだりすることができます。

5ゅうおうとしょかか。
中央図書館では、2025年度以降に、こどもたちが楽しく学べる「のげやま子ども図書館・子どもフ

ロア」を作っていきます。

とりくみ 取組③ こども・若者の思いや声を聴き、生かしていく取組

どうして「こども・若者の思いや声」を聴くの?

- こども・若者のみなさんは、一人ひとりが、地域やまちの大切な一員です。みん なの声を聴いて、地域やまちをより良くしていくことが横浜市役所の大事な です。
- みんなの身近な場所や取組で、こども・若者のみなさんの思いや考えを聴いて、 それを生かしていきたいと考えています。みんなの思ったことや、疑問など、 ぜひ言葉にして伝えてみてください。様々な機会に声を届けてもらえるよう、 横浜市全体で取り組んでいきます。

「よこはまわくわくプラン」では、こんな形でみなさんの意見を生かします。

こども・若者の年齢やそれぞれの成長に合わせて、思いや声を伝えやすいよう
 てきまります。
 エ夫し、こどもたちが未来に希望を持って毎日を楽しく過ごすことができる
 横浜市になるように、その意見が大切に生かされる仕組みを作ります。

\ たとえば、こんなことに取り組んでいきます /

- ◆ キッズクラブ・学童におけるアンケート
- イベントなどでの発表や話し合いなど



横浜市のこども・若者を取りまく状況

わかもの にんずう **1 こども・若者の人数**

- ょこはまし しゅっしょうすう へ つづ ねんじてん やく まん ぜんにん ● 横浜市の出 生 数は減り続け、2022年時点で約2万3千人になっています。

2 こども・若者を取りまく状況

- インターネットのトラブル: 年齢が小さいうちからのインターネットやゲーム
 の利用が増え、SNSなどのトラブル、長い時間使うことによる生活習慣の
 みだ はんざいひがい こんばい ひっょう おゅうい ひつよう おれ、犯罪被害などが心配されています。利用には注意が必要です。
- 夏の暑さ:夏の暑さが長く厳しく、外遊びできる機会が減っています。
- 外国につながるこども:日本語のサポートが必要なこどもの人数は約4,200
 たん
 人*です。異なる文化や生活習慣を持つ人への理解が大切です。
- ふとうこう ふとうこう にんすう やく にん
 不登校:不登校のこどもの人数は約8,200人※です。
- **ひきこもり**: ひきこもり状態にある 15~39歳の人数は約1万3千人と推定されています。
- 児童虐待:相談に対応した件数は増えており、1年間で約1万4千件です。

※市立小・中・義務教育学校の人数

「よこはまわくわくプラン」をもっと知りたい人へ

「よこはまわくわくプラン」が目指す横浜の姿

すべてのこどものウェルビーイングを社会全体で支え、

みらい つく 未来を創るこども一人ひとりが、

自分の良さや可能性を発揮し、

ゆた しあわ い かた き ひら 5から **豊かで幸せな生き方を切り拓く力、**



とも あたた しゃかい だ ちから 共に 温 かい社会をつくり出していく 力 を

ょ<< 育 むことができるまち「よこはま」

「ウェルビーイングって?」

「ウェルビーイングは、今も将来も幸せに生きられること、毎日楽しく元気に過ごせることだよ。未来に夢を持つことや、たとえば、学校で友だちと遊んだり、家で家族と 一緒にご飯を食べたりしてほっとすることも、ウェルビーイングの一部だよ。」

「自分の良さや可能性を発揮するって?」

「自分の好きなことや得意なことがあったら、それを大切にすることだよ。一人ひとりの の良さがあるから、自分や友だちの好きを大切にしようね。」

「温かい社会って?」





「みんながお互いを思いやり、やさしい気持ちで見守ったり、助け合うことができる社会のことだよ。学校で友だちが困っていたら声をかけることも温かい社会を作る一部だよ。」

2 「よこはまわくわくプラン」を進めるときのポイント

次の7つのポイントを大事にして、「よこはまわくわくプラン」を進めます。

- 1 こどもの視点に立ったサポート
- 2 すべてのこどもへのサポート
- 3 それぞれ成長に応じ、育ちや学びのつながりを大切にするサポート
- 4 こどもが持っている カ を引き出すサポート
- カ てい こ そだ ちから たか **家庭で子育てする 力 を高めるためのサポート**
- 6 子育て世代の「ゆとり」をつくり出すためのサポート
- 7 いろいろな担い手による社会全体でのサポート ~自助・共 助・公助~

3 「よこはまわくわくプラン」の進め方

- 横浜市のこども・子育て支援は、たくさんの地域の大人やボランティア、会社や 等業所の人たちなどによって支えられています。関係する人たちと協力して、 よこはまわくわくプランを進めていきます。
- また、横浜市の取組をわかりやすく発信していくとともに、こども・若者の思いや声を聴き、生かしていく取組も進めていきます。



4 プランで取り組む内容

2つの重点テーマ、3つの施策分野、9つの基本施策で取組を進めます。

じゅうてん 重 点 テーマー すべてのこどものウェルビーイングを支える(3~5ページで紹介)

しさくぶんや 施策分野1 すべてのこども・子育て家庭への切れ目のない支援

きほんしさく う まえ にゅうようじき いっかん しえん じゅうじつ 基本施策 1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

きほんしさく ちいき こそだ しえん じゅうじつ 基本施策2 地域における子育て支援の充実

親子が集まれる場所を増やし、小さなこどもが楽しく遊びいろいろな体験ができるようにしま まってした。までした。まかる。そうだん。はしょ、つく、ちいき す。保護者が気軽に相談できる場所を作り、地域ぐるみでこども・子育てを温かく見守ります。

きほんしさく にゅうようじき ほいく きょういく じゅうじつ がくれいき えんかつ せつぞく 基本施策3 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続

きほんしさく がくれいき せいねんき わかもの いくせいしさく すいしん 基本施策4 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進

しょうがっこう にゅうがく おとな いばしょ あそ ば ちいき みまも 小学 校に入学 してから大人になるまでのいろいろな居場所・遊び場づくりや、地域での見守 かかもの いけん たいせつ じんけん まも とりくみ すす りを進めます。こどもや若者の意見を大切にし、人権を守る取組を進めます。

きほんしさく しょうがいじ いりょうてき じょう しえん じゅうじつ 基本施策5 障害児・医療的ケア児等への支援の充実

しょうがい いりょうてき ひつよう そうだん じゅうじつ で 害のあるこどもや医療的ケアが必要なこどもへの相談やサポートを充実していきます。 しょうがい とも く しゃかい め ざ しゃかいぜんだい しょうがい りかい ひろ 障害のある人とない人が共に暮らす社会を目指して、社会全体の障害への理解を広げます。



じゅうてん こそだ かてい じっかん う だ 重 点 テーマ | 子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

しさくぶんや たよう きょうぐう こそだ かてい しえん 施策分野2 多様な境 遇にあるこども・子育て家庭への支援

きほんしさく こんなん かか わかもの しえんしさく じゅうじつ 基本施策6 困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実

たがもの なや エスオーエス はや き づ きさ かんきょう つく がっこう ちいき ひと こども・若者の悩みやSOSに早く気付き、支える環 境 を作るとともに、学校や地域の人など きょうりょく こま なや よ そ かかもの きがる そうだんと 協力して、困りごとや悩みに寄り添ってサポートします。また、こども・若者が気軽に相談 ばしょ エスエヌエス まどぐち じゅうじつ できる場所やSNSの窓口を充実します。

きほんしさく おやかてい じりつしえん/ディーブィひがいしゃ こんなん もんだい かか じょせい しえん 基本施策7 ひとり親家庭の自立支援/DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援

がくしゅうしえん すす ひとり親家庭の生活をサポートし、将来の目標につながるようこどもの学習支援を進めま かてい ほうりょく う ひと あんしん く す。家庭で暴力を受けた人やそのこどもが安心して暮らせるように支えます。

きほんしさく じどうぎゃくたいぼうしたいさく しゃかいてきょういく すいしん 基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進

しさくぶんや しゃかいぜんたい こそだ しえん 施策分野3 社会全体でのこども・子育て支援

きほんしさく しゃかいぜんたい わかもの たいせつ ちいき すいしん 基本施策9 社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進

よこはまわくわくプランへのパブリックコメント

みんなの意見を募集しています

- (1) 受付期間: 2024年10月17日 (木) ~2024年11月15日 (金)
- (2) 意見の送り方は2種類です。
 - パソコン・スマートフォンなどから送る場合

ゅぎ 右のコードをカメラで読み込むか、下記のURLを開いて

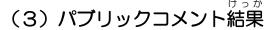
^{いけん か まく} 意見を書いて送ってください。

https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/45440b57-282f-4ecb-afc4-310a2f9f54d6/start

がみのかりのできる。がはあれるがはまれるがはあれるがれる

こはましなかくほんちょう 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市こども青少年局企画調整課 よこはまわくわくプラン担当宛て なまえ ねんだい だいみまん だい など (10代未満、10代など)・お住まいの区と、「よこはまわくわくプラン」についての意見を書いてください。



みなさんからいただいた意見は、横浜市がプランにどのように反映していくの
 か、考え方をまとめて、12月末頃までに横浜市ホームページに公表します。

けんさく

検索

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/kosodate/dai3kikeikaku.html

お問い合わせ・ご意見の提出先

よこはまし せいしょうねんきょくき かくちょうせいか

横浜市こども青少年局企画調整課

住 所:〒231-0005 横浜市中区本 町6-50-10

電話: 045-671-4281 電子メール: kd-kikaku@city.yokohama.jp

市連会 10 月定例会説明資料 令和 6 年 10 月 11 日 健康福祉局保険年金課 医療援助課

国民健康保険、後期高齢者医療制度における 健康保険証の新規交付廃止後の医療機関への受診について【情報提供】

1 趣旨

本年 12 月 2 日で、国民健康保険、後期高齢者医療制度の紙(プラスチック)の健康保 険証の新規交付が廃止されます。

そのため、医療機関への受診は、<u>原則、マイナ保険証のご利用</u>をお願いします。 なお、現行の健康保険証は有効期限(令和7年7月31日)まで使うことができます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。 定例会等で周知をお願いします。

- 3 情報提供内容
 - (1) 令和6年12月2日以降について 紙(プラスチック)の健康保険証の新規交付が廃止されますが、<u>保険証は有効期限</u> (令和7年7月31日)まで使うことができます。
 - (2) 令和7年8月1日以降について

マイナ保険証をお持ちでない方には、健康保険証の代わりとなる「資格確認書」を令和7年7月末までに送付します。

「資格確認書」を医療機関等に提示すれば、今までどおり受診することができます。

●(1)、(2)の内容について、会社の健康保険等については、ご加入の健康保険にご確認ください。

この機会にマイナ保険証への切り替えをお願いします。

【マイナ保険証の主なメリット】

- ・過去のお薬情報や健康診断の結果に基づき質の高い医療を受けられます。
- ・手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。
- ・確定申告時に医療費控除が簡単にできます。

※マイナ保険証の利用には、マイナンバーカードの取得と健康保険証利用登録が必要です。



マイナ保険証について (厚生労働省)

健康福祉局保険年金課(国民健康保険) 担当 二瓶、稲川、日景 電話 045-671-2422 /FAX 045-664-0403 メール kf-kokuho-skk@city.yokohama.jp 健康福祉局医療援助課(後期高齢者医療) 担当 杉田、藤井、伊藤 電話 045-671-2409/FAX 045-664-0403 メール kf-iryoenjo@city.yokohama.jp

別紙:資格確認書(イメージ)

【国民健康保険】 現行の保険証と同じ クレジットカードサイズ



	8:1	場高齢者	*医療学	*林 陈 第 2	2.悉		
***	有効交付年	期限	年		日日		
被(果険者番号						
被但	住 所						
保険者	氏 名					-	性別
	生 年 月 日				年	月	E
資格	各取得年月日				年	月	E
負担	割合・発効期日				年	月	E
適用	区分・発効期日				年	月	E
長男	入院該当日				年	月	E
特定	疾病区分・発効期日				年	月	F
	者番号並びに保 f の名称及び印						

【後期高齢者医療】 現行の保険証と同じ パスポートサイズ

【参考】マイナ保険証とは

1 マイナ保険証とは

お持ちのマイナンバーカードを保険証としても利用することです。 医療機関を受診するときには、保険証を提示する代わりに、マイナン バーカード(マイナ保険証)を医療機関等にある機械(カードリーダー) に読み取らせます。

なお、<u>あらかじめ、自身で利用登録をする必要があります</u>。



マイナンバーカード の申請についてはこ ちらでご確認くださ い。 (横浜市HP)

2 利用登録のできる場所

以下の方法で利用登録をすることができます。

- ①医療機関・薬局の受付(カードリーダー)
- ②セブン銀行のATM(セブンイレブン店舗等)
- ③ご自身のスマートフォン、パソコンからマイナポータルで ※裏面に①の方法で登録する方法をご案内しています。



利用登録方法はこち でご確認ください。 (厚生労働省HP)

マイナンバーカードの保険証利用の申込みは、

当日その場でも いいのね♪

医療機関・薬局の 受付でもOK!!

マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、 健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です!









マイナンバーカードが 保険証として利用可能に!!



利用

同意取得(お薬情報など)

顔認証付きカードリーダー に マイナンバーカードを置く

保険証登録未実施の 場合 次の画面へ

この画面から お申込み

<u>「登録する」を押します。</u>

お手数ですが、 再度、同意取得 画面の操作を お願いします

市連会 10 月定例会説明資料 令 和 6 年 1 0 月 1 1 日 資 源 循 環 局 業 務 課

年末年始のごみと資源物の収集日程について

1 事業の趣旨

本年度の年末年始のごみと資源物の収集は以下のとおり行いますので、自治会町内会長様 へお知らせをさせていただきます。(詳細は、裏面資料参照)

また、班回覧の中止に伴い、自治会町内会掲示版へのチラシの掲出をお願いいたします。 チラシの配布につきましては、11 月下旬に各自治会・町内会へ配送させていただきますの で、よろしくお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で周知していただき、掲示板へのチラシ掲出をお願いします。

3 年末年始の収集日程について

- (1) 12月31日 (火) から1月3日 (金) まで、収集をお休みさせていただきます。
- (2) 「燃やすごみ」「資源物」について、年末は12月30日(月)まで、年始は1月4日(土) から通常の曜日どおり収集します。

4 広報について

- (1) 自治会町内会掲示板へのチラシ掲出 ※11月下旬に各自治会町内会へ配送させていただきます。
- (2) 各集積場所に収集日程表を貼付
- (3) 広報よこはま12月号(市版)
- (4) ごみ収集車によるアナウンス
- (5) 市・局ホームページへの掲載
- (6) LINE・X (旧 Twitter) などへの掲載

5 資料(裏面)

年末年始のごみと資源物の収集日程

担当:業務課計画係(収集日程に関するお問合せ)

業務課運営係(広報に関するお問合せ)

電話:671-2551 (計画係)、671-3815 (運営係)

FAX : 業務課 662-1225

年末年始のごみと資源物の収集日程

12月31日(火)から1月3日(金)まで、 収集はお休みさせていただきます。

- 年末も、ごみと資源物の分別と減量にご協力をお願いします。
- ごみと資源物は、各収集日の **朝8時まで**にお出しください。 (年末年始の期間は、通常と収集時間が変わることがあります。)
- Q 収集がお休みの日は、ごみと資源物を絶対に出さないでください。
- O 分別されていないものは収集できません。

横浜市資源循環局マスコットイーオ

3/3 3/4 (3/4 C)										
収集日程を お確かめの上、 ルールを守って お出しください。		燃やすごみ・燃えないごみ スプレー缶・乾電池	プラスチック製容器包装 またはプラスチック資源	缶・びん・ペットボトル 小さな金属類						
	28日(土)	通常	通常の曜日どおり収集します							
12 月	29日(日)	収集はお休みです								
	30日(月)	通常の曜日どおり収集します								
	31日(火)									
	1日(水)	収集はお休みです								
	2日(木)									
	3日(金)									
1 月	4日(土)	通常の曜日どおり収集します								
	5日(日)	収集はお休みです								
	6日(月)	通常	ます							

※ 古紙・古布等の、「資源集団回収」の日程については、 実施している自治会・町内会等か、回収業者へ直接お問合せください。

粗大ごみの申込み 電話でのお申込みは12月31日(火)から1月3日(金)までお休みします。



※12月のお申込みは特に混み合い、 年内の収集にお伺いできない場合がございます。

🕽 粗大ごみのお申込みについてはこちらから

又は、インターネットで「横浜市 粗大ごみ」と検索

12月30日正午から1月3日までにお申し込みされた方への返信(収集日等のお知らせ)は、1月4日以降になります

無料

~ 健康は健口(けんこう)から



この事業は、横浜市の令和6年度在宅要介護者訪問歯科健診事業により実施します。

《事業実施期間》 令和6年9月1日~令和7年1月31日

加齢に伴う口腔機能の低下は、感染症の発症や嚥下障害など高齢者のADL(日常生活動作)に大きく影響します。

そこで、通院が困難な在宅高齢者を対象に、訪問歯科健診を行うことにより、早期対応及び口腔機能の改善を図ります。

◆実施内容

◇対象者:・市内在住で歯科健診に行くことができない75歳以上 (神奈川県後期高齢者医療制度対象者)で<mark>要介護3以上※の方</mark>



- ※ 要支援1・2、要介護1・2の方は、内科等の定期的な訪問診療 を受けている場合に本事業の対象となります。
- ・現在、医療保険や介護保険において歯科に関する治療・ 管理を受けていない方

◇内容:無料で、歯科医師によるむし歯、歯周病のチェック、お口の機能のチェック、歯科衛生士による歯みがきアドバイス等を行います。 *むし歯等の問題が見つかった場合で、診療、治療につながった場合は、保険診療となります。

◇自己負担:無料

◇申込方法:下記問合せ先までお電話・申込書(裏面)に 必要事項をご記入のうえFAXにてお申し込み下さい。

> 「訪問歯科健診」に関する問合せ・申込は つるみ区歯科医療連携相談室

電話:070-4039-2626 FAX:0120-985-966



- 在宅要介護者訪問歯科健診事業 -横浜市·(一社)横浜市歯科医師会



無料訪問歯科健診 申込書 FAX:0120-985-966

必要事項をご記入の上、上記FAX番号までお送りください。

<u>【甲込日】</u>	<u> </u>	_	<u>月</u>	<u> </u>				No.	
ふりがな									
申込者名									様
受診される方 とのご関係	□ 家族() 🗆	担当ケア	'マネー シ	ジャー	□ そのfl	<u>ቱ</u> ()
電話番号		_	_		FAX番号		_	_	
ふりがな	<u> </u>							1	
								里	• 女
受診希望者名 —————————							 ———		
生年月日	明・大	: 昭 _		_年	月_		_日		歳
ご住所	_〒 横浜市	— 鶴見区							
電話番号		_		_					
主介護者	お名前				電話	番号	_	_	-
* あてはま		_			_	# a .	- - ^	= **	
)	介護認定∶□要介護3 □要介護4 □要介護5								
(※内科等の)	定期的な訪	問診療を	受けている	場合: □	要支援1	口要支援2	2 口要介	護1 □要:	介護2)
* 訪問健診	冷希望日	時を教	えてく	ださい。	(希望日に	〇印をつ	けてくださ	ر، ₍)	_
		月	火	水	木	金	土	日	
	午前								
	午後								
ご自宅の馬	主車スペ	ース:	口有	口無		近隣駐	車場:	口有	口無
【通信欄】									

ご不明な点は☎070-4039-2626までお問合せ下さい。

つるみ区歯科医療連携相談室

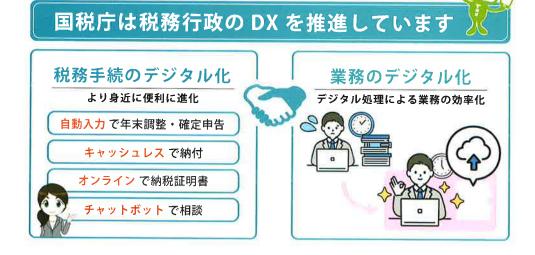
税を考える週間

~これからの社会に向かって~

11月11日~ 11月17日



納税が、私たちの生きる「未来」につながる



税を考える週間



国税庁

https://www.nta.go.jj 法人番号 7000012050002





携帯電話のご利用マナーにご協力ください。 また、歩きスマホはご遠慮ください。 みんなで応援!/

三ノレノヨ〇ハノリスラウェディングカップル募集中と



海の上、キラキラ★夜景に包まれウェディング撮影しませんか?

大黒ふ頭の眺望スポット、スカイウォークラウンジでみんなに祝福 されながら結婚宣言し、イベントの主役を務めるカップルを募集中です。 "式を挙げたいけど予算が…"という心配もナシ。

若い世代を応援、そして鶴見の街や観光スポットを盛り上げるイベント、 「ヨルノヨ♡ツルミ」が二人の幸せを鶴見の街をあげて後押しします。

2024年12月21日(土)

 $16:00 \sim 19:30$

場 鶴見駅東口ベルロード商店街を出発し、 大黒ふ頭スカイウォークラウンジへ

ノ組様 限定

件 平成生まれ以降の方。年内に結婚予定、またはすでに 結婚している方 (子ども連れも可)。 カップルのどちらか が鶴見区在住または在勤。政治・宗教活動をしないな ど当方の諸規則を承諾いただける方。当日、商店街パレー ドにもご協力いただける方。

衣装、ヘアメイクその他すべて無料で貸与します。夜景 をバックにスカイウォークラウンジで写真撮影します。

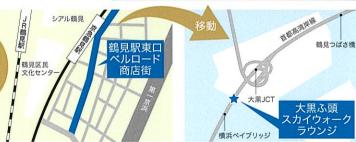
応募方法 右記の二次元コードから申込みフォームに必要事項を記 入し、写真をお送りください。

自薦、他薦を問いません。

応募締切 11月8日(金)。書類審査ののち、11月

に面接を行い決定します。





横浜都心臨海部で行われる日本最大級のイルミネーショ ンイベント「夜にあらわれる光の横浜〈ヨルノヨ2024〉」 とコラボレーションしたイベントです。

「夜にあらわれる光の横浜〈ヨルノヨ2024〉」

開催期間:2024年12月5日(木)~12月30日(月) 17:00~21:05 開催場所: 横浜都心臨海部(横浜港大さん橋国際客船ターミナル、山下公園等)

主催・お問い合わせ

まち婚 in ヨルノヨツルミ実行委員会

17:00 Mail:planetworks@tsurumi-p.co.jp ※お電話がつながりにくい場合がございます。メールにてご連絡ください。

共催:ベルロードつるみ(鶴見銀座商店街)

協力 : ㈱木曾屋、ツルミ印刷㈱、 神奈川トヨタ自動車㈱、Bella Miyakojima wedding、 ティーガルピック、(一社) スマート・ウィメンズ・コミュニティ、 ダンススタジオ W. Dream、クリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会、横浜市港湾局

横浜市鶴見区役所

鶴見区役所地域振興課 横浜市町内会連合会 各位 鶴見区自治連合会

自衛隊神奈川地方協力本部

横浜出張所長

鹿内 猛史

『公安系職業ガイダンス』ポスター掲示のお願い

拝啓 清秋の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、自衛隊神奈川地方協力本部 横浜出張所は、横浜市鶴見区に位置しており、地域の皆様との連携を大切にしております。この度、警察・消防・自衛隊といった公安系職業に関する情報提供の機会として、『公安系職業ガイダンス』を開催する運びとなりました。

つきましては、地域の皆様にこの情報をお届けするため、各町内会の掲示板に添付のポスターの 掲示をご検討いただけますと幸いです。この職業ガイダンスは、地域の安全や防災に関わる重要な 職業について理解を深める機会となります。

なお、ポスター掲示の可否は各町内会のご判断にお任せいたします。地域の実情に応じてご検討 くださいますようお願い申し上げます。

ご多忙中誠に恐縮ですが、地域の未来を担う若者たちへの情報提供の観点から、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

お問合わせ先:横浜出張所(045-521-6027)

守る誇りを、あなたの未来に。鶴見発

参加 公安系職業ガイダンス

「体力が不安・初任給」など様々な疑問にお答えします!! (対象者:警察・消防・自衛隊を目指す学生及びご家族など)



第1部





日時 **2025年2月22日**(土) 第1部:午前 9~10時 第2部:午前10~12時

会場 横浜出張所 鶴見区鶴見中央1-19-1 (Seeds鶴見中央)

主催 自衛隊神奈川地方協力本部

第2部 個別相談会 10時〜12時 各機関担当者が個別に対応いたします。

参加をご希望の方は下記よりお申込みください。

TEL 045-521-6027

※お電話に受付は平日の8:30~17:15になります。

自衛隊神奈川地方協力本部 横浜出張所

2月新 事務所 オープン 予定



歓迎します

单独資料 No.

令和6年10月18日 鶴見区自治連合会資料 鶴見区高齢・障害支援課

各地区連合町内会長 様

鶴見区地域自立支援協議会 一同

令和6年度 鶴見区地域自立支援協議会障害者週間啓発講演会の周知について(依頼)

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市の福祉保健行政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび鶴見区地域自立支援協議会において、障害福祉に関する理解促進を目的に障害者週間の期間中、啓発イベントを開催いたします。

つきましては、各自治会・町内会における掲示板等に周知用ちらしを掲示いただき、障害福祉に関する普及啓発への御協力をお願いいたします。

1 啓発イベント概要

「障害者週間啓発講演会 映画「梅切らぬバカ」上映会」 知的障害をテーマにした映画「梅切らぬバカ」の上映会をします。 12月9日(月)13時30分~15時00分 鶴見公会堂 講堂 定員200名(申し込み不要) 無料

2 周知用ちらしについて

別添 A4サイズちらし。

3 ポスター掲示場所

自治会・町内会の掲示板等

※鶴見区地域自立支援協議会について

障害のある方が地域で安心して生活するために、保健・医療・福祉・教育・就労等の様々な立場の 人が、地域の課題解決に向けて協議し、取り組む場です。複数の部会と連絡会が運営されており、区 内外の障害福祉相談支援機関や障害福祉サービス事業所等 142 機関が参加しています。

※障害者週間について

毎年 12 月 3 日~9 日、障害者があらゆる分野の活動に参加することを促進するために「障害者基本法」により設けられているものです。この期間を中心に、障害や障害者に対する関心や理解を深めるための取組みが全国で行われています。

(連絡先・問合せ先)

鶴見区高齢・障害支援課

障害者支援担当 高橋・星野・三村・岩間

電話: 510-1847 FAX: 510-1897

令和6年度 鶴見区地域自立支援協議会主催

#障害「知ろう」「考えよう」「参加しよう」



障害者週間啓発講演会

梅切らぬバカ』上映会

毎年12月3日~9日は障害者週間です。

知的障害をテーマとした映画の上映会を開催します。

申込不要 無料 定員200名

午後1時30分~午後3時00分 [H 時] 令和6年12月9日(月) (開場 午後12時30分)

「 会 場] 鶴見公会堂 講堂(鶴見区豊岡町2-1 フーガ1

「対象] 鶴見区在住・在勤の方

山田珠子は、息子・忠男と二人暮らし。 毎朝決まった時間に起床して、朝食をと り、決まった時間に家を出る。庭にある梅 の木の枝は伸び放題で、隣の里村家か らは苦情が届いていた。

ある日、グループホームの案内を受けた 珠子は、悩んだ末に忠男の入居を決め る。しかし、初めて離れて暮らすことに なった忠男は環境の変化に戸惑い、ホー ムを抜け出してしまう。そんな中、珠子は 邪魔になる梅の木を切ることを決意する が......

親子を演じるのは「泥の河」「神様のカ ルテ」の加賀まりこと、「間宮兄弟」「屍人 荘の殺人」の塚地武雅。監督は「禁忌」 の和島香太郎。





©2021「梅切らぬバカ」フィルムプロジェクト

- ※公共交通機関をご利用ください。
- ※本講演会について施設への問い合わせはご遠慮ください。

お問合せ

鶴見区地域自立支援協議会 事務局

鶴見区役所 510-1847

鶴見区基幹相談支援センター 580-5066

鶴見区精神障害者生活支援センター 576-3173

区連会 10 月定例会資料 令和6年10月18日 鶴見区区政推進課

地区連合町内会長 各位 自治会町内会長 各位

> 政策経営局大都市制度推進本部室長 鶴 見 X 長

地域向け「特別市」制度に関する説明会の開催について(ご案内)

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市では、特別市の実現に向け取り組んでいます。特別市が実現されると、横浜 市が地方事務のすべてを担い、効率的な行政運営をすることにより、行政サービスの向上や ニーズに沿ったきめ細かいサービスを提供することができるようになります。

一方で、市民の皆様に対して、特別市の必要性を、まだ十分にお伝えできていないと感じ ています。そこで、特別市の実現により「市民の暮らしがどのように良くなるのか」、とい った観点から、鶴見区内で地域活動をされている皆様を対象に、今年度も下記のとおり説明 会を開催いたします。

昨年度に続いての実施となりますが、より多くの皆様にお伝えさせていただきたいので、 特に今回初めてとなる皆様の御参加をお待ちしています。

つきましては、各自治会町内会の皆様への周知について、御協力をお願いいたします。

1 開催概要

- (1)日時:12月17日(火) 18時30分から20時00分まで(18時00分開場)
- (2) 場所:鶴見公会堂(鶴見区豊岡町 2-1) 講堂
- (3)内容:山中竹春 横浜市長による「特別市」の講演など
- (4)対象:自治会町内会等の各種団体で地域活動をされている皆様

2 依頼事項

各会から2名程度、御出席いただけます。取りまとめのうえ、お申込みください。

- 3 申込方法(次のいずれかの御都合のよい方法でお申し込みください。)
 - (1) 電子申請システムによる申込
 - (2) **FAX**による申込

別紙「申込書」に必要事項を記入のうえ、FAXで送信してください。 FAX: 504-7102 (鶴見区区政推進課宛)

※ 申込みいただいた個人情報は、本地域説明会に関する目的にのみ 使用し、他の目的には使用しません。



雷子申請システム 二次元コード

4 申込期限

12月1日(日)までにお申込みをお願いいたします。

5 参考資料

横浜市が目指す「特別市」

問合せ先

【特別市に関すること】

政策経営局制度企画課 渡邊、吉江 電話 671-2952

電話 510-1676

【説明会の申込みに関すること】 鶴見区区政推進課 美田・海和

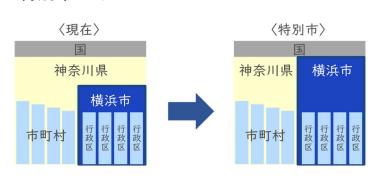
横浜市が目指す「特別市」

■特別市ってなに?

政令市である横浜市は、370万人を超える人口と、14.5兆円もの経済規模を持つ、四国4県とほぼ同じ規模の大都市ですが、神奈川県下の市町村の一つです。現在、保育所・幼稚園といった、こどもにかかわる施策などについて、県と市が分担あるいは重複して、それぞれの仕事を行っています。

市民に身近な横浜市が地方自治体の仕事を一括して担うことができるようになると、地域の声が届きやすく、素早い対応もでき、より市民サービスの向上や地域経済の一層の活性化が期待できます。そのための新たな地方自治の仕組みが「特別市」です。

- <特別市のイメージ>



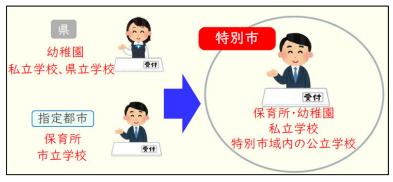
特別市になると横浜市内における県の仕事は、 全て横浜市が行うこと (業)

全て横浜市が行うこと (業務 の一本化) になります

市と県で分かれている業務の一本化により

- ✓ 市民の皆さまの利便性が向上
- ✓ 市民の皆さまのニーズに沿ったきめ細かい行政サービスを提供
- ✔ 効率的で迅速な行政運営を実現

(具体的な例)



保育所・幼稚園など 子育て・教育に関する

様々な政策を一元的に展開

■特別市を実現するには?

現在、横浜市は他の政令市と協力して、「特別市」の仕組みをつくることを国に提案しています。

そのため、市民の皆さまに特別市を知っていただき、その必要性を理解していただくことが不可欠です。多くの市民の皆さまに、特別市の内容や意義が伝わるよう広報・周知を進めていきます。

提出先 鶴見区区政推進課 FAX 504-7102

提出期限 12月1日(日)

地域向け「特別市」制度に関する説明会

日時 令和6年12月17日(火)18:30~20:00(18:00 開場)

場所 鶴見公会堂(鶴見区豊岡町2-1)講堂

※電子申請システムによる申込はこちら ■



電子申請システム 二次元コード

	申込書	
団体名:		
御記入者名:	御連絡先:	

○参加希望者の情報について、以下に御記入ください。

の 多知 中主日 の 旧						
お名前(ふりがな)	役職	特別市の説明を聞くのは 何回目ですか(1つ選択)				
(ふりがな)		1回目·2回目·3回目以上				
(ふりがな)		1回目・2回目・3回目以上				

※ 申込みいただいた個人情報は、本地域説明会に関する目的にのみ使用し、他の目的には使用しません。

「特別市」制度について、御質問がある場合は御記入をお願いいたします。 当日は時間の都合上、客席からの質問をお受けすることができませんが、本アンケートで 多くいただいた質問については、 司会から読み上げさせていただく場合がございます。

_ `` '`	7C	(1011) 127	· >	3	
(御質問	引)				

問台	った。 日本代
【特別市に関すること】	【説明会の申込みに関すること】
政策経営局制度企画課 渡邊、吉江	鶴見区区政推進課 美田·海和
電話 671-2952	電話 510-1676

鶴見区連会 10 月定例会資料 令 和 6 年 10 月 18 日 鶴見消防署総務・予防課

自治会・町内会長 各位

鶴見区消防出初式実行委員会 委員長 宮野 昌夫

令和7年鶴見区消防出初式の開催について

秋晴の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

安全・安心が実感できる鶴見区の実現に向けて、地域、企業及び防災関係団体が一堂に会し、令和7年の新春を飾る鶴見区消防出初式を次のとおり開催しますので、万障お繰り合わせの上、御来臨賜りますよう御案内申し上げます。

1 日時

令和7年1月11日(土)午前10時から午前11時30分まで(受付:午前9時30分から)

2 場所

- (1) 横浜市鶴見公会堂(横浜市鶴見区豊岡町2-1)
- (2) 鶴見駅西口フーガ1前モール
- (3) 鶴見駅東口駅前広場

3 次第(予定)

- (1) 横浜市鶴見公会堂
 - ア 第一部 式典
 - (ア) 開式宣言
 - (4) 実行委員・来賓紹介
 - (ウ) 表彰
 - (エ) 式辞
 - (オ) 来賓祝辞
 - (カ) 閉式宣言
 - イ 第二部 演技
 - (ア) 木遣り・まとい振込み
 - (イ) 潮田中マーチングバンド演奏
 - (ウ) 鶴見消防署·団PR動画等
 - (工) 謝辞
- (2) 鶴見駅西口フーガ1前モール及び鶴見駅東口駅前広場 消防ふれあい広場(消防車両等展示、起震車体験、子ども用防火衣の着装体験など)

4 その他

公共交通機関を利用し、会場までお越しいただけますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ】鶴見区消防出初式実行委員会事務局 興水、栗田 (横浜市鶴見消防署総務・予防課内)

TEL & FAX: 045-503-0119

E-mail: sy-tsurumi-sy@city.yokohama.jp

自治会・町内会 各位

令和 6 年 10 月 18 日 区連会 10 月定例会資料

生麦駅入口

キリンビール横浜工場

総合棟ホール 1階

キリンビール 横浜工場 正門

鶴見区新年賀詞交換会実行委員会 委員長 宮野 昌夫

令和7年鶴見区新年賀詞交換会の御案内

晩秋の侯 皆様には益々御健勝のこととお喜び申し上げます。

次のとおり、令和7年鶴見区新年賀詞交換会を開催し、鶴見区の発展と皆様の御健勝を祈念 したく存じます。万障お繰り合わせの上、御来臨賜りますよう御案内申し上げます。

1 日 時

令和7年1月11日(土)午後1時から午後2時30分まで(受付:正午から)

2 場 所

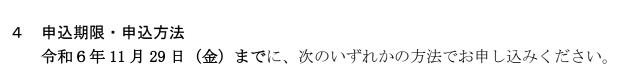
キリンビール株式会社 横浜工場 総合棟1階ホール (〒230-0052 横浜市鶴見区生麦1丁目17-1) 京浜急行線「生麦」駅 東口下車 徒歩約5分

> ※キリン横浜ビアホール、工場見学受付とは 場所が異なりますので、御注意ください。

3 会 費

6,000 円 (消費税不課税)

※当日、会場にて現金支払いで承ります。



(1) 電子申請

横浜市電子申請・届出システム 〇

手続き一覧(個人向け)> キーワード検索「鶴見区新年賀詞交換会」 申込フォームはこちらから▶



(2) 郵送またはFAX

別紙「参加申込書」にご記入のうえ、郵送または FAX にてお申込みください。

5 その他

- ・当日は立食形式でお食事、お飲み物をご用意しています。
- ・クロークに限りがございますので、お荷物は最小限でお越しくださるようお願いします。
- ・駐車場がございませんので、公共交通機関でお越しくださるようお願いします。

お問い合わせ 鶴見区新年賀詞交換会実行委員会事務局 真野、遠藤、大垣

(横浜市鶴見区役所総務課庶務係内 5階5番窓口)

電話 045-510-1653 FAX 045-510-1889

令和7年鶴見区新年賀詞交換会 次第(予定)

日時:令和7年1月11日(土)午後1時から(受付:正午から)

場所:キリンビール株式会社 横浜工場 総合棟1階ホール

12:00 受付開始

12:30 開場・アトラクション (新春邦楽演奏 鶴見邦楽連盟)

13:00 開会・アトラクション(生麦囃子 生麦囃子保存會)

13:10 開会のことば

13:12 横浜市歌斉唱

13:15 年頭の挨拶

(1) 賀詞交換会実行委員長

(2) 鶴見区長

(3) 来賓紹介・来賓代表あいさつ

13:40 鏡開き

13:42 乾杯

~歓談~

14:25 閉会のことば

14:30 閉会

※記載の時間は目安です。当日の進行により前後することがございます。

申込フォームはこちらから ▶

令和7年 鶴見区新年賀詞交換会 参加申込書 【郵送•FAX 用】

電子申請 ト 横浜市電子申請・届出システム 〇

> 手続き一覧(個人向け)>キーワード検索「鶴見区新年賀詞交換会」



郵 送 ► 〒230-0051横浜市鶴見区鶴見中央 3-20-1 鶴見区新年賀詞交換会実行委員会事務局(鶴見区総務課庶務係)

F A X ▶ 045-510-1889

※各自治会・町内会2名様まで御参加いただけます。

自治会・町内会名		
	ふりがな	
参加者氏名	氏 名	
	電話	
	メールアドレス(任意)	@
	ふりがな	
参加者氏名	氏 名	
	電話	
	メールアドレス(任意)	@

備考:連絡事項等ございましたらご記入ください

※ご記入いただいた個人情報は本会以外の目的では使用しません

自治会・町内会長 各位

鶴見区地域振興課

「鶴見区商店街スタンプラリー2024」の開催について

時下 皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。 日頃から区政の推進に多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。 昨年に引き続き、「鶴見区商店街スタンプラリー2024」を次のとおり開催いたします。 つきましては、別添の広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出いただき、自治会町内 会の皆さまへの周知に御協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 1 掲出場所について 自治会町内会掲示板
- 2 問合せ先について

鶴見区地域振興課(下記担当)までお願いいたします。

【参考:商店街スタンプラリー2024 について】

1 開催日時

令和6年10月18日(金)から12月18日(水)

2 対象店舗

鶴見区内 12 商店街 66 店舗

※詳細はスタンプラリー冊子、鶴見区ホームページをご覧ください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/event-bosyu/kanko/shotengai-rally.html

3 その他

参考にスタンプラリー冊子を1部お送りいたしますので、ご覧ください。

担当:鶴見区役所地域振興課

地域振興係 小川、澁谷電話:510-1688 FAX:510-1892

二次元コード







- 1 「スタンプラリー冊子」を手に入れよう 主な配布場所 鶴見区役所、スタンプラリー対象店舗
- 2 対象店舗でお買い物をして、スタンプを集めて応募しよう



▲詳しくはこちら

主催:鶴見区役所 / 協力:鶴見区商店街連合会、一般社団法人F・マリノススポーツクラブ (順不同)

令和6年10月19日鶴見区地域振興課

令和 6 年度 鶴見区自治会町内会の課題解決に向けたアドバイザー派遣事業 募集のご案内

鶴見区では、自治会町内会の運営における課題解決や活動支援のため、自治会町内会へのアドバイザー派遣事業を行います。

こんなお悩みありませんか?

- ・自治会役員のなり手が不足している
- ・若い世代に自治会活動に参加してもらうにはどうしたらいいか
- ・デジタル化をどうやって進めたらいいか分からない
- ・高齢者見守りの方法について具体的な事例を知りたい

⇒解決に向けてアドバイザー(専門家)を派遣します!

1 事業概要

(1) 対象

鶴見区内の自治会町内会および地区連合町内会

- (2) 主な実施内容
 - ア 状況の聞き取り

まずはお悩み事の現状や背景についてお話をうかがいます。

課題解決のために有効なアドバイザーの選定や、アドバイザー派遣当日の実施内容について、一緒に考えていきます。

イ アドバイザーの決定、派遣

アドバイザーと担当職員が地域に出向き、お悩み解決のためのアドバイスや事例の紹介、会員の気付きを引き出すような話し合いやワーク等を行います。

(3) 申込方法

裏面の「アドバイザー派遣申込書」を**令和6年12月13日(金)**までに鶴見区地域振興課に御提出ください。

- ※申込多数の場合は原則先着順とします。
- ※次に該当する活動や内容は対象外とします。
- (1) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける活動
- (2) 政治活動や宗教活動を目的とした活動
- (3) 特定の事業者等に要望を行う活動又は特定の事業等に反対を掲げる活動
- (4) 公序良俗に反する活動
- (5) 法律相談等や活動の業務代行となる内容

担当:鶴見区役所地域振興課

小川、平山 電話 510-1687

令和6年度 鶴見区 アドバイザー派遣申込書

地区連合名 自治会町内会名		
会長名		
	氏名	
連絡担当者	電話番号	※日中連絡がつきやすい番号をご記入ください。
	Eメール	
申込理由 (お悩みの内容)		に相談したい内容について記入してください。 担を軽減できるような取り組み方法を知りたい。
アドバイザーに 期待すること		・に期待すること(役割等)について記入してください。 事例を教えてほしい、意見交換をサポートしてほしい、等
備考	その他、特記	事項等があれば記入してください。

【留意点】

- ・申込内容及びアドバイザーとの調整結果によっては、ご希望に添えない可能性があります。
- ・アドバイスの実施場所は、原則、各自治会町内会でご手配いただきます。また、ワークに必要な物品等を 各自治会町内会でご用意いただく場合があります。
- ・次に該当する活動や内容は対象外とします。
 - (1) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける活動
 - (2) 政治活動や宗教活動を目的とした活動
 - (3) 特定の事業者等に要望を行う活動又は特定の事業等に反対を掲げる活動
 - (4) 公序良俗に反する活動
 - (5) 法律相談等や活動の業務代行となる内容

【提出先】

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央 3-20-1

鶴見区地域振興課

Email:tr-chikatsu@city.yokohama.lg.jp

FAX : 045-510-1892

横濱と私

講師

永井 紗耶子氏 (直木賞受賞作家)

横浜が舞台の著作『横濱王』に込めた思い、創作や 執筆に関わるエピソード、ご自身の読書や本との関わ り方などを講演いただきます。

12.142024

10:30-12:30 開場10:00

鶴見公会堂

鶴見区豊岡町2-1フーガ1 6階

JR京浜東北線·鶴見線「鶴見」駅西口下車 徒歩1分 京急本線「京急鶴見」駅下車 徒歩5分(改札出て西口へ) 公共交通機関をご利用ください

・申込み多数の場合は抽選・抽選の場合は額見区在住・ 名 在勤・在学の方が優先



電子申請または往復はがきでお申込みください。申込期限11月21日(木) 消印有効

- ・手話通訳をご希望の方は申込み時に人数をお知らせください。
- ・参加の可否は11月末頃にお知らせする予定です。

電子申請

1人1回のみ、1申込みにつき5名まで

令和6年度つるみ読書講演会



電子申請は こちらから



往復はがき

往信おもて

〒230-0051

鶴見区鶴見中央 3-20-1

鶴見区地域振興課 「読書講演会」担当 返信うら

※ここは 白紙の 氏名 ままで

参加代表者の 〒住所

読書講演会参加希望

- ①参加人数(5名まで)
- ②代表者氏名、区在住•在学•在勤 の方はいずれか明記、電話番号
- ③同伴者氏名、区在住·在学·在 勤の方はいずれか明記
- ④手話通訳が必要な場合は、
- 「手話通訳希望」と人数を記入
- 5講師への質問があれば記入

返信おもて

※ご提供いただいた個人情報は本講演会の事務のみに使用します。

主 鶴見区役所 催 鶴見図書館

鶴見区地域振興課読書講演会担当 合 売 電話:045-510-1693

〒230-0051横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1

鶴見区連会 10 月定例会資料令 和 6 年 1 0 月 1 8 日鶴 見 区 地 域 振 興 課

鶴見区消費生活推進員制度の休止について

1 趣旨

本市では消費生活推進員制度休止の可否について検討してまいりましたが、当面の間は現行通り各区の実情に応じて対応することとなりました。

鶴見区では、消費生活推進員制度の今後の方向性について、消費生活推進員の会と検討を進めた結果、同制度が既に実施されていない区があることや委嘱委員の活動および推薦に係る地域の負担となっている現状から、<u>来年度以降は消費生活推進員制度を休止</u>することになりました。

2 消費生活推進員の委嘱に係る自治会・町内会への推薦依頼について 休止に伴い、<u>今後は消費生活推進委員の委嘱に係る区役所から自治会・町内会への推</u> **薦依頼はありません**ので、ご承知おきください。

3 その他

本市の消費者行政は今後も続いてまいりますので、地域の皆様におかれましては、引き続きご理解・ご協力のほどお願いいたします。

【今後も続く消費者行政事業の一例】

- 「よこはま くらしナビ」等啓発リーフレットの各連合町内会への配付
- 地域のイベントで区役所から啓発物品を配布 など

鶴見区地域振興課(鶴見区消費生活推進員の会事務局)

担当:中島・妹尾・小林

電話:671-1695

Email: tr-shogaigakushu@city.yokohama.lg.jp

鶴 地 振 第 864号 令和 6 年10月1日

各地区連合会長 様

鶴見区交通安全対策協議会会長鶴 見 区 長 渋 谷 治 雄

令和6年度鶴見区交通安全功労者(個人・団体) の推薦について(依頼)

時下 皆様におかれましては益々御清祥のこととお慶び申し上げます。 平素から、鶴見区内の交通事故防止に対し多大なる御尽力を賜り、厚くお礼 申し上げます。

さて、鶴見区交通安全対策協議会といたしまして、日頃から交通事故防止に力を尽くされている方に対し、「交通安全功労者 (個人・団体)」として表彰状を進呈し、日頃の御苦労に報いたいと考えております。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、裏面功労者表彰候補者推薦 要項に沿って鶴見区内における功労者(個人・団体)候補者を令和6年12月 13日(金)までに御推薦くださいますよう御依頼申し上げます。

> 提出・問合せ先 鶴見区地域振興課地域振興係 小川・高田 1m 5 1 0 - 1 6 8 7

交通安全功労者 (個人・団体) 表彰候補者推薦要項

1 推 薦 要 項

地区において、交通の安全と事故防止及び交通安全思想の普及啓発に顕著な功労のあった個人又は団体で

- (1) 広報活動
- (2) 安全教育活動
- (3) 街頭指導活動
- (4) 交通安全に関する優れた発明、調査研究
- (5) 私財を投じて交通安全に寄与する行為

について活動された方を、別添様式1によりご推薦ください。 ただし、過去5年間に受賞された方(団体)は除いてください。

2 推薦数

各地区ごとに連絡します

3 推薦締切

令和6年12月13日(金) (12月自治連合会定例会までにご提出をお願いします)

4 提出・問合わせ先

鶴見区地域振興課地域振興係

Tm 5 1 0 - 1 6 8 7 小川・高田

7*	_1	_
太去	₹	
ТЖ		

整	理	番	号
---	---	---	---

交通安全功労者・功労団体 推薦書

推薦者役職		
世 莊 耂 丘 夕		

	/155	冷 記	₹											
営	個	住所							Tel	()		
候	人	ふりがな								生	年	月	日	
種									明治	・大コ	E · B	召和		
受賞候補者の過		氏名									年	F		日
記ず人		ふりぇ	がな											
入れ・ 下か団 さを体	寸	団体	名											
い		代表者	氏名						連絡	担当	者			
	体	所在	地	₹					Tel	(,)		
	*	功績内容	は具体的	に箇条	書き	にし	、て	下さい。	0					
功														
績														
の														
概														
要														
+		表 彰 区	分	表	彰	年	月	日		表	彰	内	容	
表彰歴														

※氏名(団体名)及びふりがなは正確に御記入下さい。

,	=-	-	/	`
	풀	٨	枥	١
	- FI :		ויליו	,

整	理	番	号
---	---	---	---

交通安全功労者・功労団体 推薦書

推薦者役職	•	•	•	
推 茜 老 氏 夕				

受验	個	住所	〒230鶴見	- • • • ⊠ • • •				Tel (• •	•) •	•••
晨	人	ふりがな			••	•		生	年 月	日
受賞候補者 い個		氏名		•	•	•		明治・大正 ● ● ^年		月 ●●日
記ず人		ふり	がな							
入れ・ 下か団 さを体	団	団(体							
い		代表者	氏名					連絡担当者	Ť	
	体	所 在	地	₹				Tel ()	
	*	功績内容	は具体的	に箇条書	きにし	て下さ	ない。			
功						_		扰任してから こ貢献され.	-	
績	糸	え 過 品 員 売 い て 以 下					(0 - 1 -	- 貝 II M C 16,	死江 0	71 6
の					-		するな	5通行車両等	の安全	確認を
概	:		に行い, の通学路				高齢者	音等の安全に	配慮さ	れ,
要	;							こ積極的に参 りに参加し,		
		及に努	めている	0						
		表彰区	分	表	彰 年	月日		表	彰 内	容
表彰歴										

※氏名(団体名)及びふりがなは正確に御記入下さい。



令和6年 11月9日(土)~11月15日(金)

住宅用火災警報器

の点検と交換をしましょう。



〈点検方法〉-----

『ボタンを押す』または『ひもを引く』





詳しくはこちら!



鶴見区のマスコット ワッくん



横浜市消防局マスコットキャラクタ-ハマくん

正常を知らせる音声や警報音が 鳴ればOK!



「電池切れ」や「故障」のアナウンス が鳴る、または全く反応しない場合は、 新しいものに交換しましょう!



守りたい

未来があるから

鶴見消防署総務·予防課 TEL/FAX 045(503)0119

鶴見消防署·鶴見消防団·鶴見火災予防協会



鶴見消防署 インフォメーション



体調管理に気を付けましょう!

今年の夏は、猛暑日日数、7月から8月までの平均気温、熱帯夜日数ともに過去最多となり 市内全域で厳しい暑さになりました。(横浜市環境科学研究所調べ)

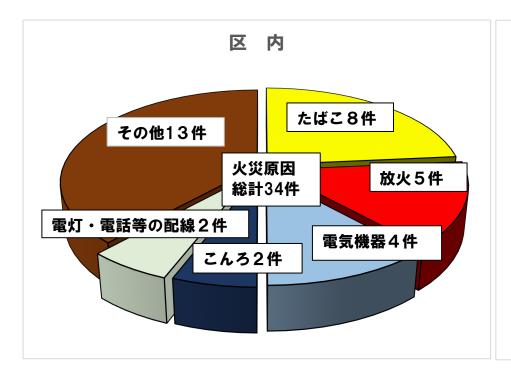
10月に入り過ごしやすくなりましたが、朝晩は肌寒くなってまいりましたので、夏の疲れか ら来る体調不良など、十分気を付けてください。

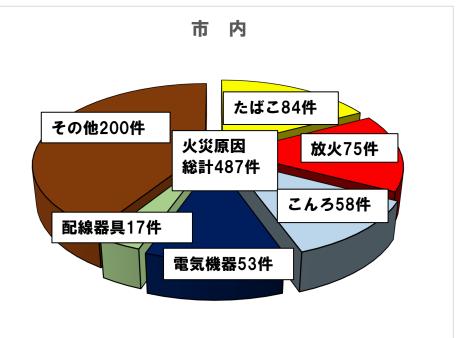
	◆ 鶴見区内の火災・救急概況													
	区分	ŕ	F別	R6年	R5年	増△減								
	火	災 件 数	攵	34	45	△ 11								
火	建		物	22	24	△ 2								
災	林		野											
	車		回	5	6	△ 1								
種	船		舶											
別	そ	の	他	7	15	△ 8								
損	焼	損 面 積(m³)	181	682	△ 501								
損害程度	死		者	1		1								
度	負	傷	者	5	12	△ 7								
卅	た	ば	ſΙ	8	12	△ 4								
な	放り	火(疑い含	む)	5	4	1								
火	電	気 機	器	4	2	2								
災	IJ	h	ろ	2	5	△ 3								
原	電灯	丁・電話等 <i>の</i>	配線	2	0	2								
因	そ	の	他	13	22	△ 9								
	救	急件数	攵	14, 199	14, 393	△ 194								
救	愈		病	10, 205	10, 431	△ 226								
急	交	通事	故	634	587	47								
種		般 負	傷	2, 323	2, 265	58								
別	そ	の	他	1,037	1, 110	△ 73								

◆ 横浜市内の火災・救急概況

		V 12 (1)	V - -	307/C/X	小人へのいろいろ	76		
	区分	年	別	R6年	R5年	増△減		
	火	災 件 数	Ż	487	559	△ 72		
火	建		物	333	327	6		
災	林		野					
	車		両	48	68	△ 20		
種	船		舶					
別	そ	の	他	106	164	△ 58		
損	焼	損 面 積(m³)	5, 016	5,906	△ 890		
損害程度	死		者	20	12	8		
度	負	傷	者	84	91	△ 7		
主	た	ば	Ĺ	84	90	△ 6		
な	放り	火(疑い含	む)	75	95	△ 20		
火	٦	Ь	ろ	58	60	△ 2		
災	電	気 機	器	53	59	△ 6		
原	配	線 器	具	17	32	△ 15		
因	そ	の	他	200	223	△ 23		
	救	急 件 数	Ż	192, 519	190, 272	2, 247		
救	急		病	136, 481	136, 555	△ 74		
急	交	通事	故	6, 726	6, 595	131		
種	_	般 負	傷	34, 739	32, 979	1, 760		
別	そ	の	他	14, 573	14, 143	430		

(令和6年1月1日~9月30日速報値 昨年同期比較)







津波情報の収集と速やかな避難行動を!

鶴見区の津波浸水予測図(慶長型地震)では、国道 15 号線以南から沿岸部にかけて津波により数 cm から 1 m20cm 前後浸水することが想定されています。

過去の災害では、想定を超える被害も記録されていますので、改めて大地震が発生したときの津波情報の収集と速やかな避難行動をお願いします。

<情報収集>

- ◆大きな揺れを感じたら テレビ、ラジオ、web で地震情報を収集しましょう。
- ・津波の発生の有無及び到達時間 津波の高さにより、出される注意報や警報に違いがあります。 (津波注意報は1m以下、津波警報は1mを超える、大津波警報は3mを超え

<避難行動>

- ◆津波警報、大津波警報が発表されたら・・・
 - ・一刻も早く少しでも高いところに避難しましょう。

☆鉄筋コンクリート造等、 かつ地震の揺れによる被害 のない建物で3階以上



☆海抜5m以上の高台



防災よこはま(第4版)より引用

Ios 版





- 「横浜市避難ナビ」は、一人ひとりの避難 行動をサーポートするアプリです。
- ・水深 50cm を超えると水の抵抗や足元の安全が確認出来ず、歩行は困難になります。



目安として、大人の膝の高さを 超える水深、車のタイヤが隠れる 水深は約50cmです。



浸水深と避難行動:国土交通省ホームページより引用

津波に関する情報に留意して、安全な避難を実施しましょう。

鶴見警察署管内刑法犯認知状況表

令和6年10月 鶴見警察署 生活安全課

9月末暫定値

1 罪種別認知状況(年中累計 前年同期比)

~ 罪	X		惠	犯	粗	氢	艮	犯	窃	盗	犯	知能	能犯	風作	谷犯	そ	合
種別	殺	強	放	不同	暴	傷	脅	恐	侵	乗	非	詐	そ	わ	そ		
年 \ "				同意					٦,	IJ	侵		σ	(1	σ	の	
				性 交					八	物	入		の	せ	の		
別	人	盗	火	等	行	害	迫	喝	盗	盗	盗	欺	他	つ	他	他	計
令和6年 9月末	2	2	1	4	34	43	1	1	39	423	313	91	10	10	10	84	1068
令和5年 9月末	4	4	1	3	26	37	5	1	39	336	289	62	1	12	0	101	921
前年比	-2	-2	0	+1	+8	+6	-4	0	0	+87	+24	+29	+9	-2	+10	-17	+147



特介旧

51

45

2 窃盗犯手口別認知状況及び特殊詐欺(年中累計 前年同期比)

手		侵	7	\	盗			乗り	物盗				Ę	非侵入	盗			合
別	空	忍	出	事	そ	小	自	オ・	自	小	車	Ŋ	自動	万	部	そ	小	
ניל \			店	務			動		転		上	つ	販		品			
年 \	き	込	/[所	の		∌ /J	 	+Δ		ね	た	売 機	引	ね	の		
			荒	荒			車	バイ	車		6	<	ね		6			
別	巣	み	し	し	他	計	盗	- 盗	盗	計	()	IJ	らい	き	()	他	計	計
令和6年 9月末	18	2	9	2	8	39	11	35	377	423	11	2	3	113	41	143	313	775
令和5年 9月末	15	2	7	1	14	39	5	52	279	336	13	5	1	128	26	116	289	664
前年比	+3	0	+2	+1	-6	0	+6	-17	+98	+87	-2	-3	+2	-15	+15	+27	+24	+111

特殊詐欺被害総額 約1億2850万円

(※被害額は10,000円単位四捨五入)

キャッシュカード詐欺盗被害… 0人

警察官や銀行協会職員、デパートや電気量販店の店員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている。」等の名目により、キャッシュカード等を準備させたうえで、隙を見る等し、新しく用意したカードと説明された偽物のカードが入った封筒を渡され、古いカードを回収する旨を理由として、キャッシュカードを犯人に手渡し、キャッシュカード等を窃取する手口です。

オレオレ詐欺被害… 12人 約 6690万円

息子や孫の親族等を装い、横領、痴漢等の示談金又は仕事上のミスによる損失の補填、バッグの紛失、借金の返済等を名目として、犯人が自宅へ訪ねて来たり、駅等に呼び出し、金銭等をだまし取る詐欺です。

預貯金詐欺被害… 23人 約 4355万円

警察官や区役所職員、銀行協会職員等を装い、保険料の払い戻し名目や、口座が犯罪に利用され、キャッシュカードの交換手続きが必要である等の名目で、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードやクレジットカードをだまし取る詐欺です。

還付金詐欺被害… 12人 約 1544万円

役所等を装って、保険金や医療費の過払い分の返還を名目に、言葉巧みに被害者をATMに誘導して操作させ、被害者の口座から犯人の口座へお金を振込ませる詐欺です。

架空請求詐欺… 4人 約 260万円

インターネット事業者などを名乗る犯人から、インターネットの未納料金が発生しているなどの名目で携帯電話にメールが送られてきたり、法務省や裁判所からはがき、封書が送られてきて、未払いの料金があるなど架空の事実を口実に、金銭等をだまし取る詐欺です。パソコン操作中に画面がフリーズするなどし、ウィルス感染の警告メッセージに記載され

鶴見警察署公式X(旧Twitter) @4339_police 鶴見警察署 ホームページQRコード





地域安全情報

鶴見警察署 生活安全課 防犯少年係

令和6年9月末暫定値

町名別窃盗犯発生分析(総数・ひったくり・空き巣・自転車盗の前年対比)

	1 773 - 77 -		, /J 1/	1 146.3						- 100	<i>,,,,,,,</i>	
	窃盗	犯発生	件数	7	ひったくり	·J		空き巣			自転車盗	۲ 1
	令和6年 9月末	令和5年 9月末	前年比	令和6年 9月末	令和5年 9月末	前年比	令和6年 9月末	令和5年 9月末	前年比	令和6年 9月末	令和5年 9月末	前年比
総数	775	664	+111	2	5	-3	18	15	+3	377	279	+98
朝日町	16	8	+8			0			0	6	3	+3
安善 町		2	-2			0			0			0
市場上町	3	5	-2			0		2	-2	2	2	0
市場下町	4	5	-1			0			0	2	5	-3
市場西中町		1	-1			0			0		1	-1
市場東中町	1	7	-6			0			0	1	7	-6
市場富士見町	3	4	-1			0			0	2	3	-1
市場大和町	3	7	-4			0			0	3	3	0
潮田町	14	13	+1			0			0	6	7	-1
江ヶ崎町	17	13	+4			0			0	10	10	0
<u>小 野 町</u> 梶 山	<u>9</u> 15	<u>1</u>	+8 +9			0	11		+1	7 11	<u>1</u> 3	+6 +8
上末吉	<u>15</u> 21	13	+9		1	<u>-1</u>	1	1	0	11 15	3	+12
	2	3	+0			0			0	15	2	-1
寛 政 町	2	6	-4			0			0	1	2	-1
岸谷	10	15	-5			0		1	-1	4	8	-4
上の宮寛政町岸谷北寺尾	19	15	+4	1		+1	1	2	-1	10	3	+7
駒岡	52	49	+3	•		0	2	_	+2	15	13	+2
駒 岡 栄 町 通	9	10	-1			0	_		0	7	8	-1
汐 入 町	2	7	-5			0		1	-1	2	3	-1
獅子ケ谷	16	14	+2			0		1	-1	4	3	+1
下 野 谷 町	17	13	+4			0			0	10	3	+7
尻 手	29	18	+11			0	1		+1	17	10	+7
下末吉	26	24	+2			0	2		+2	17	15	+2
末 広 町	1	3	-2			0			0	1		+1
菅 沢 町	7	3	+4			0	_		0	5	1	+4
諏 訪 坂	2		+2			0	1		+1	1		+1
大黒町	-	3	-3			0			0	4	4	0
大黒 <u>ふ頭</u> 大東町	5	13	-8			0			0	1	1	0
<u>大東町</u> 佃野町	<u>6</u> 5	<u>2</u> 9	+4 -4			0	1		+1	3	1 5	+3 -2
鶴見	10	8	+2			0			0	5	3	+2
鶴見中央	176	136	+40		2	-2	1	3	-2	72		+20
寺 谷	1	3	-2			0		<u> </u>	0	1	2	-1
豊岡町	70	53	+17			0			0	41	17	+24
中 通	11	12	-1			0			0	6	6	0
生 麦	32	22	+10			0			0	11	9	+2
浜 町	2	4	-2			0			0	2	3	-1
馬場	10	11	-1			0		1	-1	4	3	+1
	11	9	+2			0	11		+1	2	2	0
東寺尾北台	1		+1			0			0			0
東寺尾中台	5	3	+2			0	1		+1	3	1	+2
東寺尾東台	3	40	+3			0	11		+1	1		+1
東寺尾東台 平 安 町 弁 天 町	11	13	-2		1	-1			0	8	9	-1
<u>弁 天 町</u> 本 町 通	1 13	5	-4 -5			0		1	0	<u>1</u> 5	7	-3 -2
平明週	13 3	18	+3			0	1	1	0	3		+3
ローナー 町	9	16	+3 -7			0			0	6	10	<u>+3</u> -4
元 宮	30	26	+4			0			0	8	5	+3
<u>元</u> 宮 矢 向		33	+27	1	1	0	3	2	+1	30	20	+10
1-1	UU	JJ								JU	 U	

交通事故発生状況

令和6年10月 鶴見警察署 交通課

9月末概数

①管内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
6年	405	4	30	424	454
5年	463	1	19	515	534
増減数	-58	+3	+11	-91	-80

②県内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	負傷者数
6年	15049	78	17465
5年	15851	77	18688
増減数	-1187	+1	-1223

③管内発生状況

(9月中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
6年	41	0	6	38	44
5年	<u>51</u>	0	1	60	61
増減数	-10	±0	+5	-22	-17

9月21日に、鶴見駅東口広場において、秋の全国交通安全運動キャンペーンを行いました。一日鶴見警察署長に鶴見区出身のタレント南明奈さんを迎え、華々しい雰囲気の中、「鶴見区から1件でも交通事故を発生させない。」という決意を表明いたしました。

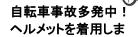
以下 管内年中累計件数 (単位:件数)

4路線別

	_	般 国	道	県	道 •	地方	道	市道	その他
	国道1号	国道15号	国道357号	川崎町田	産業道路	環状2号	その他	中 追	で 07 旧
6年	39	38	0	27	19	16	31	221	14
5年	42	37	0	25	20	13	29	280	17

5曜日別

	日	月	火	水	木	金	土
6年	38	63	49	59	54	86	56
5年	44	64	79	73	74	66	63



6時間別

	O時~	2時~	4時~	6時~	8時~	10時~	12時~	14時~	16時~	18時~	20時~	22時~
6年	10	3	10	34	50	58	51	42	61	51	21	14
5年	14	6	9	44	74	46	59	57	62	52	28	12

7) 町名別 (区内多発順)

	鶴見中央	駒岡	下末吉	生麦
6年	45	39	37	31
5年	58	39	34	36

※当月累計の多発順を元に掲載していま す。常に発生の多い地区ではありません。

8事故類型別

_				人対	車両				
	車両単独	正面衝突	追突	出会い頭	右左折時	その他	横断中	その他	列車
6年	13	9	82	40	87	94	45	34	1
5年	35	9	73	115	70	69	55	36	1

鶴見警察署マスコットキャラクターかける&まい

9関係者別(二輪、自転車は子供、高齢者を含む)

	子供	高齢者	二輪	自転車
6年	23	133	129	125
5年	40	144	135	164

自転車事故で亡くなっている方の約6割は、頭 部に主な損傷を負っていることから、ヘルメットを 着用することは大変重要です。

自転車乗車時はヘルメットをかぶりましょう!